

3 複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導

(1) 気候変動・環境

気候変動を始めとする地球環境問題は、持続可能な開発目標（SDGs）でも言及されており、近年の異常気象や大規模自然災害の発生も受け、国際社会が連携して取り組むべき一刻を争う重要な課題です。2025年のG7カナナスキス・サミットにおいては、セッション「コミュニティを安全にする」の中で、石破総理大臣（当時）から、山火事に関し、日本でも乾燥や強風によって、より頻繁かつ大規模に山火事が発生している旨述べた上で、日本は消火体制・装備の充実などの対策強化の検討や、気象衛星を活用した山火事の早期の発見・消火に努めており、各国とも連携・協力していきたい旨述べました。

これまでも日本は、こうした環境・気候変動問題の解決に向けて精力的に取り組んできており、生物多様性条約や国連気候変動枠組条約などの主要な国際環境条約の資金メカニズムである地球環境ファシリティ（GEF）^{注57}ではトップドナー国の一つとして開発途上国支援も行っています。また、特にASEAN諸国とは、気候変動、汚染、生物多様性の損失という三つの世界的危機に協力して対処していくため、日ASEAN気候環境戦略プログラム（SPACE）に基づく協力を進めており、2025年の第3回日ASEAN環境気候変動閣僚級対話においては、そのさらなる拡大が合意されました。

日本の取組

■ 気候変動問題

気候変動問題は、世界のあらゆる国々の持続可能な開発にとっての脅威であるとともに、人類の存在そのものに関わる安全保障上の問題でもあり、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致した取組の強化が求められています。こうした中、先進国と開発途上国の全てが排出削減に取り組む枠組みとして、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）（2015年）においてパリ協定が採択され、2016年

に発効しました。

パリ協定の目標達成に向けて、日本は2020年10月、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。また、2021年4月には、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減すること、また50%の高みに向けて努力を続けることを宣言し、同年10月には、これらの目標を反映した「国が決定する貢献（NDC）」^{注57}および「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を国連に提出しました。さらに、2025年2月には、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す、新たな日本のNDCを国連気候変動枠組条約事務局へ提出しました。

2021年6月のG7コーンウォール・サミットでは、2021年から2025年までの5年間における官民合わせて6.5兆円相当の支援を表明しました。また、同年のCOP26では、適応分野の支援を倍増し、5年間で1.6兆円相当の適応支援を実施していくことを含め、新たに5年間で官民合わせて最大100億ドルの追加支援を行う用意があることを表明しました。

（国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30））

2025年11月10日から22日には、COP30がブラジルのベレンで開催され、会期中の閣僚級セッションには石原環境大臣が出席し、ステートメントを行いました。議長国ブラジルがポルトガル語の「ムチラオ（共同作業、協働、共に働く）」をテーマに掲げ、パリ協定の実施の加速と国際協力の進展について議論されました。同会議の成果として、①パリ協定10周年、②交渉から実施への移行、③実施・連帯・国際協力の加速の3点を柱とした上で、緩和や資金などの分野を横断した幅広い内容が盛り込まれた「グローバル・ムチラオ決定」が採択されました。これとは別に、各交渉議題の下では、世界全体での適応に関する目標に関

^{注57} 締約国は、温室効果ガス排出削減目標やそれを達成するための対策をNDC（National Determined Contribution）として定め、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に提出することになっている。

する決定などが採択され、「グローバル・ムチラオ決定」と合わせて「ベレン・ポリティカル・パッケージ」と総称することになりました。



COP30の閣僚級セッションでスピーチする石原環境大臣（写真：環境省）

（アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC））

岸田総理大臣（当時）は2022年の施政方針演説において、アジアの脱炭素化を目指すためのプラットフォームとして、「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）」構想を発表しました。2023年3月には、東南アジア9か国およびオーストラリアの参加を得る形で、第1回AZEC閣僚会合が開催され、AZECが立ち上がりました。AZECでは、脱炭素化・経済成長・エネルギー安全保障の同時実現および多様な道筋によるネット・ゼロ達成に向けた協力を掲げ、2024年10月に開催した第2回AZEC首脳会合では、このAZEC原則を確認するとともに、（i）アジアの脱炭素化に資する活動を促進するルール形成を含む「AZECソリューション」の推進、（ii）温室効果ガス排出量の多い電力、運輸、産業セクターの脱炭素化を促進するためのイニシアティブ始動、（iii）具体的なプロジェクトの推進、の三つを柱とする「今後10年のためのアクションプラン」に合意しました。2025年10月には、第3回AZEC首脳会合が開催され、AZEC原則の重要性をパートナー国との間で再確認する首脳共同声明と、前年に採択されたアクションプランに基づくこの1年の進捗を確認する付属書「2024-2025年における今後10年のためのアクションプランの進捗」が採択されました。

（緑の気候基金（GCF））

日本は、世界最大の多国間気候基金である緑の気候基金（GCF）を通じた開発途上国支援を行っています。日本は、同基金にこれまでに合計約3,190億円を拠出してきました。さらに、2024年から2027年の第2次増資期間では、日本は第1次増資と同規模の最大1,650億円を拠出する意向を表明しています。GCFでは、2025年9月までに314件の支援事業が承認・実施されており、全体で32億トンの温室効果ガス削減と、適応策支援による14億人への裨益が見込まれています。また、日本からは、JICA、株式会社三菱UFJ銀行および株式会社三井住友銀行が、GCFの事業案件を形成する「認証機関」として承認されており、これまでに（株）三菱UFJ銀行による三つの事業と、JICAによる二つの事業が採択されました。

（ロス&ダメージに対応するための基金（FRLD））

2022年のCOP27では、特に脆弱な開発途上国が気候変動の悪影響によって被る損失および損害（ロス&ダメージ）に対処するための新たな資金的措置の一環として「ロス&ダメージに対応するための基金（FRLD）」が設立されました。2025年末までに計7回の理事会が開催され、理事会のホスト国をフィリピンに決定したほか、事務局長の選出、世界銀行への事務局設置のための法的基盤の整備などが進展しました。さらに、2026年から2年間の予定で早期支援スキーム（「バルバドス実施モダリティ」）の実施が決定され、COP30に併せて支援案件の申請が開始されました。日本は同基金に対し、2024年に13.7億円、2025年に6.95億円を拠出したほか、理事会の一名として、同基金の適切な運用に向けた議論に積極的に貢献しています。

（二国間支援）

二国間支援の具体例として、日本はサモアにおいて、無償資金協力を通じて建設を支援した太平洋気候変動センターに対し、気候変動対策の専門家を派遣しています。日本は同センターを通じて気候変動に脆弱な太平洋島嶼国の人材育成に努めています。本支援を行うことにより、気候変動解決策の実施能力が向上し、大洋州14か国の1,000万人を超える人々に広く裨益することが期待されます。また、国連開発計画（UNDP）と連携して、サモア、パプアニューギニア、

バヌアツおよび東ティモールにおける再生可能エネルギーへの転換を支援しています。

アフリカは、気候変動の影響に対して特に脆弱な地域です。近年では、干ばつ、洪水、熱帯サイクロンなどの自然災害も増加傾向にあり、食料・栄養安全保障、保健などを含む人間の安全保障を脅かしています。こうした背景もあり、2025年8月に開催されたTICAD 9で首脳宣言として採択された「TICAD 9横浜宣言」でも、気候資金がアフリカ諸国の適応、緩和および低炭素で気候に対して強靱な開発への移行の支援を進める上で重要な役割を果たすことが指摘されました。

また、開発途上国における気候変動対策支援の一つとして、開発途上国を始めとする世界のパートナー国と協力してパートナー国に脱炭素技術導入の対策をしていく「二国間クレジット制度（JCM）」用語解説を推進しています。これにより、パートナー国の温室効果ガスの排出削減に貢献することで、その成果の一部をクレジットとして取得し、日本の削減目標達成にも活用できます。日本は2013年にモンゴルとの間で初めてJCM実施に係る協力覚書に署名したことを皮切りに、2025年8月にはインドとの間で協力覚書に署名し、2025年末までに31か国との間でJCMを構築しました。2013年のJCM開始から2025年末までで、省エネルギーや再生可能エネルギーなどに関する290件のプロジェクトを実施しており、世界全体での温室効果ガスの排出削減に寄与しています。

日本は引き続き、パリ協定の目指す脱炭素社会の実現に向けて、国際社会を主導していきます。



東ティモールの持続的な森林管理および農地管理を目指す技術協力プロジェクトにおいて、苗畑設置の実施研修を行う様子（写真：JICA）

■ 生物多様性の損失

近年、人類の活動の範囲、規模、種類の拡大により、生物の生息環境の悪化、生態系の破壊などの生物多様性の損失に対する懸念が深刻になってきています。日本は、生物多様性分野の取組を重視しており、開発途上国の能力開発を支援するため、生物多様性条約用語解説第10回締約国会合（COP10）で立ち上げた生物多様性日本基金注58や、2022年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」を実施するためのGBF基金にも拠出しています。

2024年10月には、生物多様性条約第16回締約国会議（CBD-COP16）がコロンビア・カリにおいて開催されました。日本としては、GBFに示された「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」という2030年ミッション、「自然と共生する世界」という2050年ビジョンに向けて、「生物多様性国家戦略2023-2030」を基に引き続き貢献していきます。

また、近年、野生動植物の違法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の一つになっていることが、国際社会で問題視されています。日本は、ワシントン条約関連会合での議論に積極的に貢献するとともに、同条約が実施するプロジェクトへの拠出などを通じて、国際社会と協力してこの問題の解決に取り組んでいます。密猟を含めた野生動植物の違法な取引対策へのコミットメントの一環として、ゾウの密猟および違法な象牙取引への対策活動を長年支援しています。具体的には、ゾウの生息国における研修、識別マニュアルの作成、機材・施設供与、ワシントン条約関連法制度に関する能力構築などを支援し、現場レベルでの違法取引対策に係る能力強化に貢献しています。2025年には、セネガルにおいて、MIKE（ゾウ密猟監視）プログラム活動実施の成果をより効率的かつ長期的に創出することを目的とした「西アフリカにおけるMIKE準地域運営委員会会合」の開催を支援し、西アフリカの関係者間で意見交換や経験の共有が行われました。

注58 開発途上国の能力養成を行うことを目的として、COP10議長国であった日本が生物多様性条約事務局に設置した基金。

■ 海洋環境の保全

海洋プラスチックごみ問題は、海洋の生態系、観光、漁業および人の健康への悪影響が懸念されている喫緊の課題として、近年、その対応の重要性が高まっています。2019年のG20大阪サミットで日本が主導した「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」では、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指すことが共有されています。同ビジョンの実現に向け、日本は、(i) 廃棄物管理 (Management of Wastes)、(ii) 海洋ごみの回収 (Recovery)、(iii) イノベーション (Innovation)、(iv) 能力強化 (Empowerment) に焦点を当てた、「マリーン (MARINE) ・イニシアティブ」を立ち上げました。日本は、同イニシアティブの下で、世界全体の実効的な海洋プラスチックごみ対策を後押しするため、開発途上国における廃棄物管理に関する能力強化およびインフラ整備などを支援しています。

2024年9月の持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル第6回会合では、日本が、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の提唱国としてプラスチック汚染を終わらせるための具体的な行動をとってきていることを発信しました。

また、2025年6月に開催された第3回国連海洋会議 (UNOC3) では、松本外務大臣政務官 (当時) から、SDGsの目標14達成に向けて国際社会がさらなる行動を必要とする三つの点として、海洋に関する重要な国際約束への積極的な関与、持続可能な海洋に向けた先進的な取組の開始と普及、持続可能な海洋の実現に向けた他国との協力を強調しました。

日本は、海洋環境保全の分野において、海洋プラスチックごみ対策への支援も行っており、2025年には課題別研修「海洋ごみ対策のための廃棄物管理」を実施しました。さらに、国連環境計画 (UNEP) を通じた東南アジア、南アジアおよび太平洋島嶼国への支援として、2025年にはカンボジアおよびパキスタンで中小企業によるプラスチックリサイクルを促進するためのモニタリングおよび能力構築事業を実施したほか、カンボジア、タイ、ベトナム、フィジー、パラオを対象にプラスチック廃棄物管理の強化に向け、現地

行政官を含む関係者に対し、同分野における日本の知見の共有などを目的とした研修を実施しました。

さらに、東南アジアでは2018年の日ASEAN首脳会議において表明した、海洋プラスチックごみ対策に関するASEANとの協力拡大の一環として、UNEPを通じた取組に加え、ASEAN諸国における海洋プラスチックごみ削減を中心とする環境保全のための人材育成、啓発および広報活動なども実施しています。2025年には、日・ASEAN統合基金 (JAIF) ^{注59} を通じて、漁業からの海洋ごみ排出を監視・削減するための能力構築の支援を行っています。さらに、G20大阪サミットでのコミットメントに基づき、各国の専門家と協力の下、データの比較可能性を担保するための漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法の調和やデータ集約に取り組んでおり、2024年には、世界中のモニタリングデータを収集するとともに、それを地図上に可視化した図面と併せて提供するデータベース「Atlas of Ocean Microplastic (通称：AOMI)」を公表しました。



タイでの技術協力「東南アジア海域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成」におけるドローンを活用したプラスチック廃棄物実測 (写真：JICA)

■ 森林・水産資源の保護

森林資源のうち、熱帯林は世界の森林の約半分を占め、気候変動対策や生物多様性保全に関して重要な役割を担っています。日本は、国際熱帯木材機関 (ITTO) の本部を横浜に誘致し、これまで40年近くにわたって、同機関を通じて熱帯林の持続可能な経営

^{注59} ASEAN共同体の設立を目指し、域内格差の是正を中心に統合を進めるASEANの努力を支援するため、2006年に設置された基金。日本は、2005年の日ASEAN首脳会議において総額75億円 (約70.1百万ドル) を拠出することを表明し、その後、2013年に「JAIF2.0」に総額1億ドルを拠出した。2023年、日本ASEAN友好協力50周年を機に、新たに「JAIF3.0」を設置し、1億ドルを拠出した。

案件紹介

5

持続可能な森林管理による 温室効果ガス排出削減への取組

技術協力 (2022年4月~2025年4月)

森林伐採モニタリングシステム改善を通じた商業伐採による森林劣化に由来する排出削減プロジェクト



📍 パプアニューギニア

パプアニューギニアは、約35百万ヘクタールの森林を有する世界有数の熱帯林保有国であり、商業伐採による木材生産・輸出は同国の重要な産業となっています。しかし近年、商業伐採や農地開発に伴う森林劣化に由来する温室効果ガス排出量の増加が指摘されています。パプアニューギニアでは、森林公社の職員らによる伐採業者に対する監視業務が十分に機能しておらず、持続可能な森林管理が課題となっていました。

こうした状況を踏まえ、日本は2022年から、森林伐採モニタリングシステムの改善に向けた技術協力を開始しました。本協力では、伐採活動に関する規則や手順の順守、伐採活動後の森林回復、低炭素排出型伐採の推進などに携わる関係者の能力強化を図り、森林劣化による温室効果ガス排出の抑制に取り組んでいます。これまでに、森林公社

の伐採モニタリング担当官72名と伐採事業者39名を対象に、伐採規則や手順に関する研修を実施しました。その結果、持続可能な森林管理が促進され、森林劣化に由来する温室効果ガスの排出削減に貢献しました。研修参加者からは「事業者にとって初めての伐採規則研修であり、理解が深まった」、「研修で得た知識を今後の実務にいかし、パプアニューギニアの森林を守りたい」といった声が寄せられています。

森林管理と温室効果ガス排出削減は、気候変動の影響を強く受ける太平洋島嶼国^{しよ}にとって喫緊の課題です。日本は今後も、様々な形でパプアニューギニアにおける環境・気候変動対策に協力するとともに、持続的な経済成長を後押ししていきます。



苗木の生育状況を確認する森林公社職員とJICA専門家 (写真: JICA)



伐採実施規則に関する研修の様子 (写真: JICA)

および合法で持続可能な熱帯木材貿易を支援してきました。日本政府からITTOへの任意拠出により、2025年にはパナマにおいて、森林の監視能力強化とトレーサビリティシステムの拡張プロジェクト完了に際しての運営委員会が行われるなど、熱帯木材生産国に対する支援が実施されています。

また、水産資源の保全について、日本は、ASEAN地域において、東南アジア漁業開発センター

(SEAFDEC) との協力の下、違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業対策に関する研修やワークショップを実施しています。こういった協力を通じIUU漁業による漁獲が水産資源に与える影響を抑えることで、ASEAN諸国にとって基幹産業の一つである漁業の持続可能性および漁業コミュニティの持続可能な発展を後押しすることにつながります。

第Ⅲ部

3 複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導



インドネシアの熱帯林の強靱化を目指す技術協力プロジェクトにおいて、木質サンプル採取の指導を行う様子（写真：JICA）

■ 環境汚染対策

開発途上国では、有害な化学物質の規制措置が整備されていないことが多く、環境汚染や健康被害などを引き起こしている例もあります。日本は環境汚染対策に関する多くの知識・経験や技術を蓄積しており、それらを開発途上国の公害問題を解決するために活用しています（カザフスタンにおける持続可能な環境調和的鉱山開発システムの構築の事例は44ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

水銀に関する^{みなまた}水俣条約外交会議（2013年）で採択された「水銀に関する水俣条約」は、2017年8月に発効しました。日本は、水俣病の経験を経て蓄積した、水銀による環境汚染や健康被害を防ぐための技術やノウハウを世界に積極的に伝え、グローバルな水銀対策においてリーダーシップを発揮しています。ネパールやマレーシアなどに対して条約の批准を支援するための研修などを実施したほか、日本の優れた水銀対策技術の国際展開を推進すべく、インドネシアやベトナムなどで調査を実施しました。また、アジア太平洋水銀モニタリングネットワーク（APMMN）や南アフリカ

水銀ネットワーク（SAMNet）と連携して、アジア太平洋地域と南アフリカ地域の技術者向けのモニタリング能力向上支援研修をそれぞれ実施しています。

廃棄物管理分野において、日本は「マリーン・イニシアティブ」に基づき、世界において、廃棄物管理人材を2025年までに1万人育成することとしており、既に2025年3月までに研修などを通じて目標を上回る約3.8万人を育成しています。

また、アフリカにおける廃棄物管理支援のモデルプロジェクトとして、ケニアにおいて、資源回収の効率化等を通じた資源循環を推進しています。本事業で得られた成果や経験は、47か国233都市（2025年10月時点）に拡大した「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」^{用語解説}を通じ、メンバー国・都市に発信しています。2025年8月に行われたTICAD 9においても、ACCP第4回全体会合を開催しました。同会合に出席した浅尾環境大臣（当時）は、新たに設立した「アフリカ向け廃棄物管理のための事業形成ファンド」を通じた、国際機関との連携促進への期待を述べました。また、福岡方式^{注60}を含む廃棄物管理の技術、ガバナンス、情報、資金動員などの重要性や適切な廃棄物管理の在り方について、活発な意見交換が行われ、アフリカ各国からは同会合開催に係る日本への感謝の意が表されました。



モーリシャスにおける技術協力「モーリシャス国流出油対応に係る体制能力強化プロジェクト」の一環で、沿岸警備隊に研修を行うJICA専門家（写真：JICA）

注60 準好気性埋立方式の廃棄物最終処分場のことで、1970年代に福岡市と福岡大学の協力により実用化され、日本の廃棄物最終処分場指針の標準構造として採用されている。空気が集排水管を通じて埋立層内に自然に流入することから、好気性が保たれ、浸出水の水質改善や温室効果ガスの発生抑制、埋立地の早期安定化が期待できる。



用語解説

地球環境ファシリティ (GEF : Global Environment Facility)

開発途上国の地球環境保全に資するプロジェクトに対し、主に無償で資金を供与する多国間の資金メカニズム。1991年に設立され、日本を含む186か国が参加（2025年12月時点）。世界銀行が参加国からの拠出金を管理。国際開発金融機関（世界銀行、アジア開発銀行（ADB）ほか）、国連機関（国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）ほか）など18の実施機関を通じ、生物多様性保全、気候変動対策、国際水域汚染防止、土地劣化対策、および化学物質・廃棄物対策の5分野を支援。国連気候変動枠組条約、生物多様性条約、国連砂漠化対処条約、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、水銀に関する水俣条約、国家管轄権外区域における海洋生物多様性（BBNJ）協定の資金メカニズムに指定されている。

二国間クレジット制度 (JCM : Joint Crediting Mechanism)

パリ協定第6条に沿って、日本とパートナー国の企業や政府が技術や資金の面で協力して対策を実行し、得られる温室効果ガス削減・吸収量を、両国の貢献度合いに応じて配分する仕組み。

生物多様性条約 (CBD : Convention on Biological Diversity)

生物多様性に関する地球規模の取組を進めるため、1992年に採択された条約。(1) 生物多様性の保全、(2) 生物多様性の構成要素の持続可能な利用（生態系・種・遺伝子の各レベルでの多様性を維持しつつ、生物などの資源を将来にわたって利用すること）、(3) 遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする。先進国から開発途上国への経済的および技術的な支援を実施することにより、世界全体で生物多様性の保全とその持続可能な利用に取り組んでいる。

アフリカのきれいな街プラットフォーム (ACCP : African Clean Cities Platform)

2017年に環境省がアフリカの廃棄物に関する知見の共有とSDGsの達成を促進することなどを目的として、JICA、横浜市、UNEPおよび国連人間居住計画（UN-Habitat）と共に設立。アフリカの47か国233都市（2025年10月時点）が加盟しており、全体会合の開催や、各種ガイドライン・教材などの作成、スタディツアーの企画等を実施している。

(2) 保健・医療

SDGsの目標3は、「あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」ことを目指しています。また、世界の国や地域によって多様化する健康課題に対応するため、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）^{注61}の達成が国際的に重要な目標の一つに位置付けられています。一方、現状では少なくとも世界人口の約半数が基礎的な医療を受けられていない状況にあり、予防可能な病気などで命を落とす5歳未満のこどもの数は、年間480万人^{注62}と推計されています。また、医師や助産師などによる緊急産科医療が受けられないなどの理由により、年間約26万人^{注63}の妊産婦が命を落としています。

新型コロナウイルス感染症（新型コロナ）の拡大など世界の様々な状況変化を踏まえ、日本政府は、2022年5月、(i) 健康安全保障に資するグローバルヘルス・アーキテクチャー（GHA：国際保健の体制）の構築に貢献し、パンデミックを含む公衆衛生危機に対する予防・備え・対応（PPR）を強化すること、また、(ii) 人間の安全保障を具現化するため、ポス

ト・コロナの新たな時代に求められる、より強^{じん}靱、より公平、かつより持続可能なUHCを達成することを目標とする「グローバルヘルス戦略」を策定し、この戦略を踏まえた取組を推進しています。

日本の取組

■ 将来の健康危機・保健危機への予防・備え・対応（PPR）に資するグローバルヘルス・アーキテクチャー（GHA）の構築

新型コロナ対応の経験や教訓を踏まえ、将来の健康危機に対するPPRの強化に対する国際社会の関心がこれまでになく高まる中、日本は国際機関と連携し、対応を行っています。日本はこれまでに世界保健機関（WHO）の健康危機への対応への支援として、WHOの健康危機プログラム^{用語解説}、緊急対応基金（CFE）^{用語解説}などへの財政貢献を行ってきており、新型コロナの急性期への対応などにも活用されました。世界銀行との協力を通じ、開発途上国における健康危機への備え・対応のための能力強化や保健システム強化などへの支援も行っています。また、2022年に設立

^{注61} 全ての人々が、効果的で良質な保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること。

^{注62} 国連児童基金（UNICEF）によるデータ <https://data.unicef.org/topic/child-survival/under-five-mortality/>

^{注63} 世界保健機関（WHO）によるデータ（2024年4月7日時点） <https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/maternal-mortality>

された世界銀行が主管する「パンデミック基金」について、日本は創設ドナーの一員として、同基金による低所得国のパンデミックへのPPRの取組を支援してきており、2024年10月の世界銀行・IMF合同開発委員会において加藤財務大臣（当時）から、貢献済みの7,000万ドルに加え5,000万ドルの追加拠出を行う意向を表明しました。また、日本は世界銀行グループと連携して立ち上げた保健危機への備えと対応に係るマルチドナー基金（HEPRTF）へ拠出しているほか、2024年に開始された保健システムの変革とレジリエンスに係るマルチドナー信託基金（HSTRF）においては世界銀行と共同議長を務めています。

さらに、次のパンデミックに向けて世界の構造的な変化を導くという理念の下、日本が主催または参加する様々な国際会議を通じて、国際世論の喚起やモメンタムの維持に継続して取り組んでいます。例えば、2024年6月のG7プーリア・サミットの成果文書においては、UHCの達成、感染症危機対応医薬品（MCMs）への公平なアクセス、GHAの強化の必要性、財務・保健の連携など、日本が重視し、G7広島サミット等において強調してきた内容が盛り込まれました。また、2025年11月のG20ヨハネスブルグ・サミットには、高市総理大臣が出席し、国際保健は国際社会全体の経済・社会・安全保障上の重要な課題であり、日本は、UHCの達成に向け、同年12月にはUHCハイレベルフォーラムを東京で開催し、世界銀行・WHOと連携して行うUHCナレッジハブでの人材育成を含め、国際保健を力強く推し進めていく旨述べました。

2025年8月に行われたTICAD 9の開会式においては、石破総理大臣（当時）から、「アフリカ保健投資促進パッケージ」に基づき、アフリカの保健分野への投資を呼び込んでいく旨表明しました。また、9月の国連総会の際に行われたUHCフレンズグループ閣僚級会合に岩屋外務大臣（当時）が出席し、改めて日本として今後もUHC達成に向けた取組を推進し、グローバルヘルスに貢献していく決意を述べました。

国際場裡におけるルール作りにも日本は積極的に参画しています。2022年2月以降、「パンデミックの予防、備え及び対応（PPR）に関するWHOの新たな法的文書」（WHOパンデミック協定（仮称））の政府

間交渉会議に参加し、同協定は2025年5月20日、第78回 WHO 総会においてコンセンサスで採択されました。また、国際保健規則（2005年）（IHR（2005））^{注64}の改正についても積極的に議論に貢献しました。同改正は、第77回WHO総会最終日の2024年6月1日にコンセンサスで採択され、2025年9月19日に発効しました。

■ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進

日本は、新型コロナによって後退した従来の保健課題への対応を推し進め、より強靱、より公平、かつより持続可能なUHCを実現していく必要があるとの認識の下、国際的な協力を進めてきています。

従来、日本は、持続可能かつ強靱な保健システムの構築が感染症対策の基盤になるとの観点に立ち、東南アジアやアフリカ各国の保健・医療体制を支援してきました。加えて、新型コロナなどのパンデミックで明らかになった様々な教訓を踏まえ、中核医療施設の整備・ネットワーク化や医療分野の人材育成支援などの保健システムを強化しています。例えば2025年3月には、タンザニア政府との間で、同国の地域中核病院などにおいて母子保健に関する医療機材を整備する無償資金協力「母子保健サービス強化のための医療機材整備計画」に関する書簡の署名・交換を行い、タンザニアの母子保健サービスの改善に向けた取組を進めています。これらはUHCの推進に貢献すると同時に、公衆衛生危機に対するPPRにも資するものです。さらに、上下水道等の水・衛生インフラの整備、食料安全保障の強化など、より幅広い分野で、感染症に強い環境整備のための支援を実施しています。また、NGOとの協働により、保健施設や学校での手洗い設備やトイレの建設、衛生啓発活動などを実施したり、サンリオ社との連携により、同社のキャラクターであるハローキティの手洗い動画を用いた啓発活動を実施したりするなどして、感染症予防に貢献しています（水・衛生分野における取組については77ページの第Ⅲ部3（3）を参照）。

日本は、かねてより人的資本の開発および持続的な成長の基盤として、UHCの重要性を強調し、世界銀

^{注64} International Health Regulationsの略称。WHOが定めた、疾病の国際的伝播を最大限防止することを目的とした保健規則。



の技術、世界へ 2

スマートフォンを使った母子健診で 妊産婦と新生児の命を救う

～コンゴ民主共和国における産前健診デジタル化～



中部アフリカに位置するコンゴ民主共和国は、豊富な鉱物資源に恵まれている一方、1990年代後半から続く武力衝突などの影響により医療インフラの整備が遅れ、多くの国民が十分な医療を受けられない状況にあります。政府が規定する医療水準を満たす国内の医療機関はわずか約6% 不足であり、母子保健分野でも、妊産婦の死亡率は日本の約100倍、新生児の死亡率も約50倍に上り、特に医療施設までアクセスの悪い農村部における状況が深刻です。

このような状況を背景に、沖縄に拠点を置く株式会社SOIK（ソワック）は、「アフリカ全ての母子に質の高い医療を届ける」というビジョンの下、ビジネスを通じてアフリカで医療課題の解決に挑んでいます。同社の代表取締役CEO・古田^{ふるた}国之^{くに}氏は、かつてJICA職員としてコンゴ民主共和国に駐在した経験があり、同国で国際協力事業に携わる中で、現地の医療事情を改善しなければならないという意識を強く抱くようになりました。古田氏は、「新たな技術でイノベーションを起こすには、トライ＆エラーを重ねながら失敗を恐れずに試行錯誤を繰り返すことができるスタートアップの手法が適していると考えた。」と語ります。その後、ポータブル超音波検査機器を開発するスタートアップでの勤務を経て、2019年にSOIKを起業しました。現在は、同社を中心に開発した「SPAQ（エスパック）」を通じた妊産婦健診により、母子保健の向上に取り組んでいます。

SPAQは、ポータブル超音波検査機や血圧計などの医療機器（ハードウェア）と、電子カルテ機能を持つスマートフォンアプリ（ソフトウェア）から構成され、設備や機材が整っていないへき地の診療所でも、「リュックサック一つ分」の機器とスマートフォンがあれば健診が可能です。また、高度な医療知識を持たずに操作できるため、医療従事者に加えて、地域で支援にあたっているボランティアスタッフも操作を行うことができます。

SPAQを活用した研修を実施する上で、同社が特に重視したのは分かりやすさでした。多様な民族や言語が混在し、教育水準にも差があるアフリカ地域において、多くのユーザーが確実に使いこなせることを目指し、SPAQ使用に当たってのトレーニングでは「参加者の理解度を逐一確認しながら、一步一步丁寧に指導を進め、『理解の階段』の段差を小さくすることを意識した。」と古田氏は振り返

ります。コンゴ民主共和国で始まった同事業は、現在ではアフリカの計4か国に広がりました。各国の保健当局へSPAQを導入し、既に25,000件を超えるデジタル妊産婦健診が行われ、100件以上の命が救われました。

それまでの同国における実績も土台となり、2023年には、日本政府から支援を受けた国連人口基金（UNFPA）と連携し、東部の主要都市であるゴマの国内避難民（IDP）キャンプにおいてSPAQの導入・実証事業が行われました。12名の医療従事者を対象に研修を実施し、4か所のIDPキャンプへ派遣した結果、現地で高いニーズが示され、IDPキャンプにおける受診数は当初計画の約3倍を達成しました。同社は現在もUNFPAと協力しながら、IDPキャンプにおける質の高い医療の実現に取り組んでいます。

SPAQをより広く普及していくに当たり、古田氏は、今後は、SPAQを現地の医療保険制度に組み込むなど、行政とより緊密に連携する必要性を説きます。また、「提供する検査や機器はあくまでも一つの手段に過ぎず、私たちの目指すゴールはアフリカ大陸における母子死亡率の減少です。」と強調し、「そのためにも、死亡率減少など客観的に評価できる成果指標を設けることで、ビジネスとして自走できる仕組みを創り上げたい」と語ります。同氏はさらに、アフリカ以外の、世界の紛争地域における十分な医療サービスを受けられない人々への支援にも意欲を示します。現在、SOIKは、日本政府の補助金を活用して、医療施設に通えない妊産婦に向け、電波のない環境であっても妊娠週数、子宮外妊娠や前置胎盤のリスクを自動判定できる「スマホ型AIエコー」の開発に取り組んでいます。

今後も、日本の民間企業の技術や知見を活用しながら、官民で連携することで、技術移転・人材育成・制度構築が一体となった持続可能な取組に発展させていくことが期待されます。コンゴ民主共和国の医療体制がこのような「匠の技術」によって改善され、ひいては地域の安定と成長にも資する—そうした未来が描かれつつあります。



コンゴ民主共和国のルサヨ国内避難民キャンプにてポータブル超音波機器で妊産婦健診を行う様子（写真：UNFPA DRC）



現地の医療従事者に対し研修を行う古田氏（写真：株式会社SOIK）

行やWHOなどの関係機関と共に、開発途上国のUHC達成に向けた取組を推進してきました。こうした観点から、2025年、保健財政などに係る知見の収集・共有、開発途上国の財務・保健当局者の人材育成などを目的として、世界銀行およびWHOとの連携の下、UHCナレッジハブを東京に設置しました。



ブータンの「遠隔医療の体制構築を通じた母子保健強化プロジェクト」において、看護学生に分娩監視装置の使用方法を指導するJICA専門家（写真：JICA）

UHCにおける基礎的な保健サービスには、栄養改善、予防接種、母子保健、性と生殖に関する健康、感染症対策、非感染性疾患対策、高齢者の地域包括ケアや介護など、あらゆるサービスが含まれます（栄養改善については34ページの第Ⅲ部1（1）を参照）。

特に、開発途上国の母子保健については、いまだ大きな課題が残されており、2025年、日本は、ガーナ、ガボン、ジョージア、パキスタン、ブルンジ、ボリビア、タンザニア、グアテマラ、モザンビークなどを始め、多くの国で母子保健改善のための支援を実施しました（コンゴ民主共和国における産前健診デジタル化を通じた妊産婦・乳児死亡率の改善の取組は73ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

日本は、その経験と知見をいかし、母子保健改善の手段として、1990年代から開発途上国でそれぞれの国の状況に適した母子健康手帳（母子手帳）の作成・普及活動を展開しています。母子手帳は、妊娠期・出産期・産褥期^{じよく}注65、および新生児期、乳児期、幼児期と時間的に継続したケア（CoC：Continuum of Care）に貢献できるとともに、母親が健康に関する

知識を得て、意識向上や行動変容を促すことができるという特徴があります。具体的な支援の例として、インドネシアに対して母子手帳の運用に係る技術協力を行った結果、同国において全国的に母子手帳が定着しています。さらに、インドネシア政府は、JICAとの協力の下、母子手帳の活用を推進している第三国を招待して、各国における経験や知識を学び合う国際研修を開催しています。2007年以降、アフガニスタン、ケニア、マダガスカル、タジキスタン、パレスチナなど、延べ21の国や地域を招待し、16回の研修を開催してきました。

日本のNGOは、日本NGO連携無償資金協力やジャパン・プラットフォーム（JPF）^{注66}の枠組みを利用して、保健・医療サービスの向上を目指す事業を実施しています。例えば、2025年には特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンが、フィリピンのダバオ・デル・スル州において、山間に住む少数民族の保健医療アクセス改善事業として医療施設の建設や医療機材・搬送車両の整備、健康啓発・教育研修を行っています（ウガンダにおけるこどもの保護強化支援事業については150ページの「案件紹介」を参照）。

日本は、国連人口基金（UNFPA）や国際家族計画連盟（IPPF）、世界銀行などの国際機関やNGOと共に、性と生殖に関する健康サービスを含む母子保健を推進することによって、より多くの女性とこどもの健康改善を目指しています。また、Gaviワクチンアライアンス^{用語解説}や二国間協力を通じて、開発途上国の予防接種率の向上に貢献しています。2024年6月、日本は、Gaviによる、アフリカにおける持続可能なワクチン製造基盤の確立およびワクチン供給の強靱性の向上を目的とした支援事業「アフリカにおけるワクチン製造アクセラレータ（AVMA）」^{注67}に3,000万ドルを拠出することを発表しました。

また、アジア開発銀行（ADB）では、「ストラテジー2030」において保健を重点分野の一つに位置付け、アジア太平洋地域でのUHC達成に向けたADBと日本との連携の3本柱として、UHCを支える（i）制度枠組みの構築、（ii）人材育成の強化、（iii）インフラの整備、を掲げました。日本は、2021年4月か

注65 出産後、妊娠前と同じような状態に回復する期間で、産後約1か月から2か月間のこと。

注66 151ページの用語解説参照。

注67 Gaviによるアフリカにおける持続可能なワクチン製造基盤の確立およびワクチン供給の強靱性の向上を目的とした支援事業。一定の基準を満たしたワクチン製造業者に資金を提供し、ワクチンの製造能力強化を推進する仕組み。2024年から10年間で最大10億ドルの支援を行う。

ら、この3本柱に基づいた取組を後押しする技術支援や小規模のグラント供与を目的としてADBの日本信託基金への拠出を開始し、2025年10月までの間に、基金を通じて合計約2,800万ドルに上る支援を行っています。

日本は、開発途上国の保健・医療体制構築を、医療従事者の能力構築支援、地域病院間のネットワーク化、地域の保健システム強化などの観点から、長年にわたり支援してきました。



ジョージアの「母子健康手帳を活用した母子継続ケアの質向上プロジェクト」において、妊婦健診で母子手帳を受け取る妊婦と説明する産科医師（写真：JICA）

■ 個別の国際保健課題への取組

(三大感染症（HIV／エイズ、結核、マラリア）)

SDGsの目標3.3として、2030年までの三大感染症の収束が掲げられています。日本は、グローバルファンド^{注68}を通じた三大感染症対策およびUHCの推進にも資する保健システム強化への支援に力を入れており、設立から2025年9月までに合計で約52億ドルを拠出しました。さらに、同年11月には、グローバルファンドに対し、2026年から2028年までの3年間で最大810億円の貢献を行うことを決定しました。また、三大感染症への対策がより効果的に実施されるよう、グローバルファンドを通じた取組との相互補完的な支援として、保健システムの強化、コミュニティ能力強化や母子保健改善などの二国間協力も実施しています。

二国間協力を通じたHIV／エイズ対策として、日本は、新規感染予防のための知識を広め、検査・カウンセリングを普及する取組を行っています。特にアフリカを中心に世界各国において、2025年もJICA海外協力隊員が、より多くの人に予防についての知識や理解を広める活動や、感染者や患者のケアとサポートなどに精力的に取り組んでいます。

このほか、乳幼児が死亡する主な原因の一つであるマラリアについて、ソロモン諸島において、地域コミュニティの強化を通じたマラリア対策への取組を支援しています。また、グローバルファンドへの拠出を通じ、世界的なマラリア対策も行っています（ガーナにおけるドローンとAIを活用したマラリア対策の取組は78ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。



グアテマラにおいて妊婦への栄養指導を行うJICA海外協力隊員（写真：JICA）

(感染症の薬剤耐性（AMR）への対応)

感染症の薬剤耐性（AMR）^{注69}は、公衆衛生上の重大な脅威であり、近年、対策の機運が高まっています。日本は、AMRへの対策を進めるために、人、動物、環境の衛生分野に携わる者が連携して取り組む「ワンヘルス・アプローチ」を推進しています。日本は、2019年のG20大阪サミットでのワンヘルス・アプローチ推進のための合意も踏まえ、同年に新規抗菌薬の研究開発と診断開発を推進するGARDP^{注70}への約10億円の拠出を発表し、AMRグローバルリーダーズグループに参加するなど、AMR対策においてリーダーシップを発揮しています。2025年には、GARDPに対して約1.5億円を拠出しました。

^{注68} 2000年のG8九州・沖縄サミットにおいて感染症対策が初めて主要議題となったことを契機に、2002年に設立された官民連携パートナーシップ。

^{注69} Anti-microbial Resistanceの略称。病原性を持つ細菌やウイルスなどの微生物が抗菌薬や抗ウイルス薬等の抗微生物剤に耐性を持ち、それらの薬剤が十分に効かなくなること。

^{注70} グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ（Global Antibiotic Research and Development Partnership）の略称。

(顧みられない熱帯病 (NTDs))

シャーガス病、フィラリア症、住血吸虫症などの寄生虫・細菌感染症は「顧みられない熱帯病 (NTDs : Neglected Tropical Diseases)」と呼ばれています。世界全体で16億人が感染しており、開発途上国に多大な社会的・経済的損失を与えています。日本は、2022年6月に「顧みられない熱帯病 (NTDs) に関するキガリ宣言」に署名し、関係国や国際機関などと密接に連携して対策に取り組んでいます。日本は2025年12月までに、グローバルヘルス技術振興基金 (GHIT) へ総額で288.3億円を拠出し、GHITを通じたNTDs対策支援を行っています。

加えて、日本は技術協力を通じ、1970年代から太平洋島嶼国^{しよ}に対してリンパ系フィラリア症の制圧に向けた支援を行っています。「大洋州広域フィラリア対策プロジェクト」では、JICA専門家の派遣による技術指導を行い、日本の製薬会社が無償でWHOに提供する駆虫薬を活用し、感染地域において伝播^ばを阻止するための集団投薬などを、官民が連携して支援しました。長期にわたるこれらの支援が功を奏し、太平洋島嶼国の9か国 (キリバス、クック諸島、ソロモン諸島、トンガ、ナウル、ニウエ、バヌアツ、パラオ、マーシャル諸島) がリンパ系フィラリア症の制圧を達成しました。現在は専門家の派遣などを通じてパプア

ニューギニアにおけるリンパ系フィラリア症の制圧に向け「フィラリア対策プロジェクトフェーズ2」を実施しています。

(ポリオ)

ポリオは根絶目前の状況にあります。日本は、いまだ感染が見られる国 (ポリオ野生株常在国 : アフガニスタン、パキスタン) を中心に、主に国連児童基金 (UNICEF) やGaviと連携し、撲滅に向けて支援しています。2025年7月には、UNICEFとの間で、供与額7.14億円の無償資金協力「ポリオ撲滅計画 (UNICEF連携)」に関する書簡の署名・交換を行いました。



ニカラグアにおいて妊婦への保健指導を行う JICA 海外協力隊員 (写真 : JICA)



用語解説

健康危機プログラム (WHO Health Emergencies Programme)

WHOの健康危機対応のための部局であり、各国の健康危機対応能力の評価と計画立案の支援や、新規および進行中の健康危機の事案のモニタリングのほか、健康危機発生国における人命救助のための保健サービスの提供を実施している。

緊急対応基金 (CFE : Contingency Fund for Emergencies)

2014年の西アフリカにおけるエボラ出血熱の大流行の反省を踏まえ、2015年にWHOがアウトブレイクや緊急事態に対応するために設立した感染症対策の緊急対応基金のこと。拠出の判断がWHO事務局長に一任されており、拠出することを決定してから24時間以内に資金を提供することが可能となっている。

Gavi ワクチンアライアンス (Gavi, the Vaccine Alliance)

2000年、開発途上国の予防接種率を向上させることにより、こどもたちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。ドナー国および開発途上国政府、関連国際機関に加え、製薬業界、民間財団、市民社会が参画している。設立以来、12億人以上のこどもたちに予防接種を行い、2,060万人以上の命を救ったとされている。2025年6月に開催されたGavi ワクチンアライアンス第4次増資会合においては、主要ドナーおよびゲイツ財団などの民間団体から、総額約90億ドル以上の拠出が表明された。

(3) 水・衛生

水と衛生の問題は人の生命に関わる重要な問題です。世界の約21億人が、安全に管理された飲み水の供給を受けられず、約34億人が安全に管理されたトイレなどの衛生施設を使うことができない暮らしをしています^{注71}。特に、水道が普及していない開発途上国では、多くの場合、女性や子どもが時には何時間もかけて水を汲みに行くため、女性の社会進出や子どもの教育の機会が奪われており、ジェンダー平等および包摂的な社会の推進の観点からも重要な課題となっています。また、不安定な水の供給は、医療や農業にも悪影響を与えます。水・衛生インフラの整備は、感染症に強い環境整備にもつながり、より強^{じん}靱、より公平でより持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)^{注72} 実現のためにも必要です。このため、SDGsの目標6は、「全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」ことを目指しています。

日本の取組

2023年5月の国連水会議2023のフォローアップとして、2024年6月、タジキスタンのドゥシャンベにおいて「持続可能な開発のための水」国際行動の10年に関する第3回ハイレベル国際会議が開催されました。上川外務大臣（当時）がビデオ・メッセージを送る形で参加し、「熊本水イニシアティブ」^{注73}を始めとする水に関する国際社会の行動計画を通じ、多くの国際機関と共に様々な取組を推進していることを述べました。また、松本外務大臣政務官（当時）は2025年3月に来日したルトノ国連事務総長水担当特使と会談を行い、生命の根幹である水・衛生の確保は、人間の安全保障の観点からも極めて重要であり、国際場^り場において緊密に連携していきたい旨述べました。

日本は、国内における豊富な経験、知識や技術をいかし、開発途上国での安全な水の普及に向けた支援を続けており、水と衛生分野においては1990年代から累計で世界一の援助実績を有しています。例えば、タジキスタンでは、同国の中でも基礎インフラの開発が

遅れているハトロン州において、給水施設の建設や水道メーターの設置による従量料金制の導入によって、安全かつ安定的な給水サービスの確立を図る支援を実施しています。また、国土の8割以上を乾燥・半乾燥地が占めるケニアにおいて、ハンドポンプ井戸の動力化や給水施設のガイドラインを作成することで、給水施設の改善や管理に関する能力強化を図っています。2025年までに全ての人に安全な飲料水へのアクセスを提供することを政策目標に掲げるパキスタンでは、同国第3の都市ファイサラバードにおいて水道スマートメーターなどを供与する無償資金協力を2025年5月に決定しました。さらに、ベトナムでは、経済成長と都市化の急速な進行に伴い、水環境が大きく悪化しているハノイ市において、下水道整備を支援する円借款事業を実施し、2025年5月に同市最大のエンサ下水処理場が完工しました。



エチオピアにおける「アディスアベバ上下水道公社無収水削減管理能力強化プロジェクト」で、日本の技術・知見を学ぶエチオピア研修員（写真：JICA）



ザンビアにおける「下痢リスク可視化によるアフリカ都市周縁地域の参加型水・衛生計画と水・衛生統計プロジェクト」(SATREPS)で、ルサカ市の青年団が集めたサンプルの大腸菌群検査を実施している様子（写真：原田英典）

注71 UNICEFによるデータ（2025年） <https://data.unicef.org/resources/jmp-report-2025/>

注72 71ページの注61を参照。

注73 2022年4月に熊本で開催された第4回アジア・太平洋水サミットにおいて、岸田総理大臣（当時）が発表したイニシアティブ。水に関する社会課題の解決に向け、質の高いインフラ整備などを通じて、各国や国際機関と協調・連携しながら積極的に取り組むもの。



の技術、世界へ 3

ドローンとAIを活用した予防型マラリア対策

～ガーナの感染症対策の現場を変える日本の最先端技術～



一般公募

マラリアによる罹患・死亡者の約9割はアフリカ大陸に集中しており、西アフリカのガーナにおいても、年間約500万人以上が罹患し、約1万人以上が死亡すると推定され、深刻な事態になっています。ガーナ政府は、マラリアを媒介する蚊の幼虫（ポウフラ）が成虫になる前に駆除を行う対策（Larval Source Management：LSM）として、ポウフラが生息する水たまりに、専用の駆除剤の散布を実施しています。しかし、人海戦術による繁殖リスクの高い水たまりのマッピング調査と手作業での散布には限界があり、駆除剤の過剰使用もコスト面から問題があり、効率性と費用対効果の改善が求められていました。

このLSMに先端的なデジタル技術を組み合わせることで同問題の解決に取り組むのが、日本のスタートアップ企業であるSORA Technology株式会社です。同社は、ドローンと人工知能（AI）を組み合わせた独自のセンシング技術「SORA Malaria Control」を開発し、広範囲にわたってポウフラの繁殖水域を効率的に監視・解析するシステムを構築しました。同社取締役の梅田昌季氏は、「ドローンで取得した地形データを基に、水たまりの位置や大きさなどの特徴を判定するAIと、ポウフラの繁殖リスクが高い水たまりを推定するAIで解析して、駆除剤の散布が必要な水たまりをマップ化し、モバイルアプリを通じて現場の散布作業者に共有することで、的確かつ効率的な散布が可能となり、必要最小限のコストでLSMを実施できた。」と、デジタル技術の導入に手応えを感じています。

同社は、2023年からJICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業を活用し、「SORA Malaria Control」を使用したマラリア対策に係る調査をガーナで実施しました。同システムを運用していくに当たっては、「現地化」がキーワードだと梅田氏は語ります。ガーナのインターネット速度や規制に沿う形でAIのスペックを調整したほか、AIによる解析の精度を上げるための現地データの収集に際し、ガーナ大学と連携し、大学生がインターンとして現地調査を行う仕組みを導入しました。梅田氏は、「現地の



ポウフラの繁殖リスクが高い水たまりに駆除剤を散布（写真：SORA Technology株式会社）

若者にとってマラリアは身近な問題であり、自分事として課題意識を持って参加してくれたことが『現地化』を促進した。また、ドローンを見たことのない住民に対して、学生が現地語で丁寧に説明することで、現地コミュニティの理解・安心の醸成に寄与した。」と語ります。インターンシップ後には、SORA Technologyの社員として働く若者もあり、「ガーナのマラリア対策が少しでも早く進展するように、LSMを運用していく若い世代には、この技術を現地に適用させてほしい。」と、若手人材に期待を寄せています。

若者にとってマラリアは身近な問題であり、自分事として課題意識を持って参加してくれたことが『現地化』を促進した。また、ドローンを見たことのない住民に対して、学生が



シエラレオネでドローンを活用して実地調査を実施（写真：SORA Technology株式会社）

現地語で丁寧に説明することで、現地コミュニティの理解・安心の醸成に寄与した。」と語ります。インターンシップ後には、SORA Technologyの社員として働く若者もあり、「ガーナのマラリア対策が少しでも早く進展するように、LSMを運用していく若い世代には、この技術を現地に適用させてほしい。」と、若手人材に期待を寄せています。

日本のODAによってガーナに建設された野口記念医学研究所およびガーナ大学における測定では、同社の取組を通じて、従来の調査方法に比べて3.6倍以上の水たまりが検出され、駆除剤の使用量および人的コストを半減させたことが実証されています。SORA Technologyは、この成果の報告会をガーナ政府のみならず、CSR活動に取り組む現地の民間企業も巻き込む形で実施し、同技術を活用したポウフラ駆除の実施範囲の拡大に取り組んでいます。さらに、同社はガーナでの成功体験を踏まえ、「SORA Malaria Control」をアフリカの近隣諸国に展開するのみならず、デング熱など他の蚊媒介感染症や農業分野における害虫駆除で応用する可能性についても検討を始めています。

グローバル化や気候変動により感染症が国境を越えて拡大するリスクが高まる中、同取組は、ガーナのみならず、日本を含む国際社会全体に裨益するものです。この点について、梅田氏は、「感染症は、今や日本にとっても身近な課題であり、将来的には開発途上国で開発した技術を先進国に逆輸入する構想もある。私たちが先陣を切って、日本企業のグローバル市場への進出や国内でのイノベーション創出を促進していきたい。」と意欲を見せています。宙（SORA）を飛びながらガーナの感染症との闘いを支える同企業の技術は、日本のスタートアップ企業の最先端の知見・ノウハウを活用した新たな公衆衛生の解決策として、サブサハラ・アフリカ諸国にとどまらず、広くグローバルヘルスの推進に寄与することが期待されます。

日本および現地の民間企業や研究機関と連携した取組も行っています。例えば、インドネシアでは、JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業^{注74}を活用して、「強力吸引作業車等を活用した下水道維持管理に向けたビジネス化実証事業」が実施されています。清掃機材の不足等が課題となっていた同国に、日本企業の清掃車両、部品、メンテナンスサービスをいかにすべく、実証事業や調査が実施されています。バングラデシュでは、ダッカ首都圏におけるAMRによる健康リスクを軽減するため、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)^{注75}を活用して、河川、排水、下水処理場などにおける水質を監視する水環境モニタリングシステムの構築を愛媛大学とダッカ大学の研究者らと共に進めています。

国土交通省および環境省では、SDGsの目標6.3「未処理汚水の割合の半減」の達成に向けて、アジア汚水管理パートナーシップ (AWaP) を7か国^{注76}と共に実施しています。2025年11月にカンボジアのプノンペンで開催された第4回総会では、参加国の汚水管理の活動について情報共有を図るとともに、「汚水管理の主流化と財政」および「汚水処理施設の最適配置」について議論を行いました。

また、環境省では、アジアの多くの国々において深刻な水質汚濁が生じている問題に対して、現地での情報や知識の不足を解消するため、アジア水環境パートナーシップ (WEPA) を実施しており、アジアの13の参加国^{注77}の協力の下、人的ネットワークの構築や情報の収集・共有、能力構築などを通じて、アジアにおける水環境ガバナンスの強化を目指しています。2025年2月にラオスのビエンチャンで開催された第20回WEPA年次会合・国際ワークショップでは、流域における包括的な水環境管理に焦点を当て、複数の発生源からの汚染に対処するための統合的な対策の必要性について議論を行いました。さらに、9月にマレーシアのプトラジャヤで開催された第21回WEPA年次会合・国際ワークショップでは、自国の産業排水管理に焦点を当て、関連する政策やその施行状況、遵守状況について、情報共有が行われ、水環境管理のために水質の維持は極めて重要であり、排水規制の遵守

率の向上が不可欠であることが確認されました。

日本は、水と衛生分野におけるトップドナーとして、これまでの知見も活用し、開発途上国の人々の安全な水へのアクセスや持続可能な水資源の確保に向けた貢献を続けます。

(4) 防災の主流化と持続可能な都市の実現

気候変動の影響により、災害が頻発化・激甚化し、規模や範囲が大きくなることも懸念される中、災害に対して脆弱な開発途上国では、災害による経済や社会全体への影響が深刻化しています。防災の取組は、貧困撲滅と持続可能な開発の実現に不可欠であり、災害に強い、しなやかな社会を構築し、災害から人々の生命を守るとともに、持続可能な開発を目指す取組が求められています。中でも、あらゆる政策・計画に防災の観点を導入する防災の主流化を推進することが重要となっています。

また、近年、都市の運営に関わる様々な問題が注目されています。例えば、市街地や郊外で排出される大量の廃棄物の処理、大気・水などの汚染、下水・廃棄物処理システムなどのインフラ施設の整備、急激な人口増加とそれに伴う急速な都市化などの問題です。こうした問題に対応し、持続可能な都市の実現に向けて取り組むことが、重要な開発協力課題となっています。

SDGsでは、目標11として、「包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市および人間居住の実現」を掲げており、持続可能な都市の実現を含む人間居住の課題解決に向け、国際的な関心が高まっています。

日本の取組

■ 防災協力

日本は、地震や台風など過去の自然災害の経験で培われた優れた知識や技術を活用し、緊急援助と並んで、防災対策および災害復旧対応において積極的な支

^{注74} 144ページの用語解説を参照。

^{注75} 43ページの用語解説を参照。

^{注76} インドネシア、カンボジア、タイ、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、ミャンマーの7か国。

^{注77} インドネシア、韓国、カンボジア、スリランカ、タイ、中国、ネパール、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、日本の13か国。

援を行っています。2015年の第3回国連防災世界会議において採択された「仙台防災枠組 2015-2030」には、防災の主流化、国・地方政府による適切な防災戦略の策定、事前防災投資の重要性、災害後において、被災前よりも強靱なまちづくりを行う「より良い復興 (Build Back Better)」、女性のリーダーシップの重要性など、日本の主張が多く取り入れられました。



土砂災害の被災地であるエクアドルのキト市ガスカ区において、初の避難訓練実施後に指導を行う JICA 専門家（写真：JICA）

2025年6月には防災グローバル・プラットフォーム会議がスイス・ジュネーブで開催され、日本が重視する取組として、国土強靱化、民間セクターによる防災投資の推進などについて言及するとともに、大規模災害を踏まえた対策等に関する事例紹介を行いました。また、同年11月にはG20防災閣僚級会議が南アフリカで開催され、G20防災閣僚宣言が採択されました。前年の閣僚宣言に引き続き、同宣言では災害がもたらす不平等解消の重要性が強調されるとともに、仙台防災枠組にのっとった防災投資の促進、防災対策のための資金確保といった課題に協力して取り組む重要性が確認されました。2027年には仙台市で「2027年アジア太平洋防災閣僚級会議 (APMCDRR)」が開催され、世界的な防災指針である「仙台防災枠組 2015-2030」の推進に関する取組状況や課題などについて議論される予定です。

このほか、日本の呼びかけにより、2015年の国連総会において、11月5日を「世界津波の日」とする決議が採択されました。2025年同日には、国連防災機関 (UNDRR) と国連日本政府代表部、その他各国の政府代表部が「世界津波の日」啓発イベントを主催し、仙台市の高校生3名が津波防災分野に関わる取組

についてスピーチを行いました。また、2016年から、日本各地で「世界津波の日」高校生サミットがこれまで7回開催されています。2025年11月には、仙台市において第7回会合が開催され、日本の高校生約60人に加え、10か国から30人の計約90人の高校生が参加し、津波対策を始めとする防災・減災について学び、絆を深めました。

また、日本は、国連開発計画 (UNDP) と緊密に連携し、アジア太平洋地域の津波の発生リスクが高い国を対象とした津波避難計画の策定や、津波避難訓練などを支援する事業を実施しています。2017年の事業開始以降、例えばインドネシアでは携帯電話用アプリ (STEP-A) の導入により各学校の津波対策情報へのアクセスを容易にするとともに、そのアプリを国家災害管理局が開発した災害監視・情報提供用のデジタルツール (InaRISK) と連携させることで、コミュニティ・国家レベルでの防災の主流化・制度化を推進してきました。2025年末時点までに、24か国約799の学校で津波防災計画の策定・改定、津波教育プログラムを実施し、約22万人の生徒、教師、および自治体やコミュニティの関係者が津波避難訓練に参加しました。

加えて、2016年から毎年、国連訓練調査研究所 (UNITAR) 広島事務所と協力し、自然災害に脆弱な開発途上国の女性行政官などを対象に、特に津波発生時の女性の役割やリーダーシップに関する人材育成を支援しています。2025年9月から2026年3月にかけて「津波防災に関する女性のリーダーシップ研修」が実施されました。本研修は、災害対応における女性のリーダーシップの育成を目指し、特に、女性が災害の影響を受けやすい現実を踏まえ、女性・平和・安全保障 (WPS) の原則を取り入れ、太平洋地域の気候変動や災害リスク軽減において女性を中心的な担い手として位置づけています。同事業には、2025年までに39か国から714人が参加しました。また、UNITARは、2024年11月、太平洋小島嶼国14か国から29名を日本へ招聘し、早期警報システムに関する研修を実施したほか、2025年2月、アジア太平洋地域の18か国から50名の実務者を日本に招き、「自由で開かれたインド太平洋のリーダー育成研修：海洋と人間の安全保障」事業の最終フェーズにあたるワークショップを実施しました。

■ 持続可能な都市の実現

日本は、防災対策・災害復旧対応や健全な水循環の推進など、人間居住に直結した地球規模課題の解決に向けた取組を進めています。具体的には、日本はその知識と経験をいかし、上下水・廃棄物・エネルギーなどのインフラ整備や、「より良い復興」の考え方を踏まえた防災事業や人材育成などを実施しています。このほか日本は、持続可能な都市開発を推進する国連人間居住計画（UN-Habitat）への支援を通じた取組も進めています。その一例として、UN-Habitat 福岡本部（アジア太平洋担当）と連携し、日本が有する防災技術等を開発途上国に導入するための支援などを実施しています。2025年3月には、UN-Habitatや協力団体の活動と連携し、アジア・太平洋地域の持続可能なまちづくりの状況や課題を共有し、日本の産学官市民セクターが貢献できることについて意見交換・議論することを目的に、「アジア・太平洋地域の『持続可能なまちづくり』のための福岡・東京プラットフォーム

ム」が設立されました。

また、2023年7月、日本は、第2回G7都市大臣会合を香川県高松市において開催しました。「持続可能な都市の発展に向けた協働」をテーマに、都市におけるネットゼロ・レジリエンス、インクルーシブ（包摂的）な都市の実現、都市のデジタル化などに取り組む必要があることを確認し、会合の成果を「香川・高松原則」として発表しました。2024年11月に、イタリア・ローマにおいて開催された第3回都市大臣会合では、前年の日本での会合の成果を引き継ぎつつ、対応する課題や共通原則、優良事例が議論されました。成果文書には、新たに「共同行動」が盛り込まれ、G7内外での連携強化を視野に、OECDやUN-Habitatなどとも協調し、住宅・都市開発に関する各国の経験と知識を共有していくことを確認しました。2025年9月に、カナダ・オタワにおいて都市分野の高級実務者会合が開催されました。会合では、G7各国等が都市施策に関する取組を発表するなど議論を深めました。



災害に強い世界に向けた 日本の開発協力の取組—防災—



(写真：Center for Emergency Situations and Disaster Risk Reduction)

ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、 タジキスタン、トルクメニスタン

災害リスク及び気候変動に対する都市強靱性向上計画

中央アジアの都市を対象に、防災を含む都市計画、人材育成、行政機関連携を強化し、都市インフラの強靱化を支援。



(写真：JICA)

トルコ

地方自治体の災害リスク管理 及び廃棄物管理能力向上計画

地方自治体を対象に、廃棄物管理と災害リスク管理の体制強化を支援。環境衛生と防災の両立による住民の安全・安心な暮らしの基盤づくりを目指す。



(写真：JICA)

パキスタン

インダス川流域における洪水管理強化計画

気象観測網とデータモニタリング体制の整備に加え、堤防など河川構造物の改修を実施。洪水・氾濫リスク軽減を通じ、地域の災害耐性と水管理の強化を図る計画。

シリア

震災後の早期復旧及び強靱性 構築のための統合的な支援計画

2023年に地震被害を受けた被災地の住居・公共インフラの早期復旧に向け、被害状況の調査、復旧計画の策定等を国連人間居住計画（UN-Habitat）と実施。



(写真：UN HABITAT)

世界津波の日 11月5日

「世界津波の日」は、世界各国の津波の脅威の理解や対策を促すため、日本の提案で国連が制定した国際日。2025年11月には国連本部で啓発イベントが開催され、宮城県の高校生3名が地域での防災活動を紹介した。また太平洋島嶼国では、国連訓練調査研究所（UNITAR）が女性の防災リーダー育成ワークショップを毎年実施している。



(写真：UNITAR)

仙台防災枠組 2015-2030

2015年に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議で策定。災害による被害および損失を削減し、社会全体のレジリエンスを強化することを最終目標としている。同枠組では、「4つの優先行動」を軸に、国・地方・民間・市民社会などを含む社会全体で防災に取り組むこと（防災の主流化）が規定されている。



災害リスクの理解



防災への投資を進め、レジリエンスを高める



災害リスク管理の強化



災害に十分に備え、回復・復旧・復興時には「より良い復興」を実現



(写真：八千代エンジニアリング株式会社)



インドネシア

火山地域における防災体制強化のための融資

活火山地域を対象に、砂防施設の修復・新設や火口湖排水トンネル整備、雨量レーダー設置などを通じ、火山灰・土石流被害の軽減や早期警報体制の強化を図る。



フィジー

災害復旧と防災政策の主流化

全土（約93万人）を対象に、サイクロン等自然災害の被災に備え、迅速な復旧・復興のための資金を確保するとともに、事前防災投資や防災政策の主流化を促進。



(写真：JICA)



エクアドル

土砂災害リスク対応能力向上プロジェクト

ドローン撮影による地形分析やリスク評価、ハザードマップ策定能力を強化。早期警戒と避難体制の改善等を支援し、土砂災害危険地域での実効的な対策に寄与する。



(写真：UNDP)



トンガ

アジア太平洋地域における学校の津波対策能力強化パートナーシップ

津波被害リスクの高い国の学校や地域を対象に、日本の経験をいかし、国連開発計画（UNDP）を通じて、避難計画の策定や定期的な津波防災訓練を支援。



バングラデシュ

気象分析の能力向上プロジェクト

気象レーダーや解析技術の導入、予報体制の整備を通じ、洪水やサイクロンなど自然災害に対する早期予報と情報提供の能力向上を支援。



ミャンマー

中部で発生した地震被害への対応

国際緊急援助隊医療チームや自衛隊機の派遣、緊急無償資金協力、国際機関との連携による支援などを通じ、初動から復旧まで切れ目のない支援を実施。



(写真：一般財団法人 気象業務支援センター)

(5) 万人のための質の高い教育

世界には小学校に通うことのできない子どもが約5,800万人もいます。中等教育も含めると、推定約2億4,400万人^{注78}が学校に通うことができていません。特に、サブサハラ・アフリカでは、10年前と比較しても、学校に通っていない子どもの人数は改善していません^{注79}。とりわけ、障害のある子ども、難民や避難民の子ども、少数民族や遠隔地に住む子どもなど不利な環境に置かれたコミュニティの子どもが取り残されるリスクが最も高くなっています。また、ロシアのウクライナ侵略や、人道状況が悪化するガザ地区を含む中東を始めとする世界各地の紛争により、多数の教育施設が損傷を受け、子どもや学生の教育を受ける権利が奪われるとともに、国際的な交流も停滞しています。

教育は、人間の安全保障を推進するために不可欠な「人への投資」として極めて重要です。SDGsの目標4として、「全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ことが掲げられており、国際社会は、「教育2030行動枠組」^{用語解説}の目標の達成を目指しています。日本は、万人のための質の高い教育、女性・子ども・若者のエンパワーメントや紛争・災害下の教育機会の確保の観点も踏まえて、引き続き教育への取組を推進しています。

日本の取組

日本は、開発途上国の基礎教育^{注80}や高等教育の充実などの幅広い分野で様々な支援を行っています。

アフリカ地域に関しては、日本は、2025年8月に開催されたTICAD 9において、質の高い学びへのアクセスを様々なレベルで確保することの重要性に触れつつ、1千万人の子どもの学びの改善に協力することを表明しました。例えば、2004年にニジェールで開始された「みんなの学校プロジェクト」^{注81}は、2025年8月までに、10か国において約7万5千校の

小学校で導入されています。TICAD 9で採択された「TICAD 9横浜宣言」の中では、アフリカにおける包摂的かつ公平な質の高い教育、訓練および能力開発へのアクセスを拡大するために、国連機関やその他の主要組織を含む主要パートナーとの協力を通じ、能力を向上させる必要性を強調しました。

そのほか、日本の20以上の大学と連携し、ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）/汎アフリカ大学科学技術院（PAUSTI）（ケニア）等を拠点とした大学間のネットワークを構築すべく取り組んでいます。同ネットワークを通じて、教育・研究・産学機関等の連携強化を図ることで、研究協力を通じたアフリカ地域全体の社会課題の解決を目指しており、2025年3月までに、5,391人の高度人材を育成しています。

加えて、日本式の教育をいかした協力例として、日本は、エジプトにおいて、2008年から、実践的かつ国際水準の工学教育を提供するエジプト日本科学技術大学（E-JUST）の設立を支援し、エジプト国内および中東・アフリカ地域の研究者育成に貢献しています。また、2016年に締結された「エジプト・日本教育パートナーシップ」の下、日本式教育を実践するエジプト日本学校（EJS）がこれまでに64校開校し、EJSでは科目の学習に加えて、特別活動を意味するTokkatsu^{注82}と呼ばれる、学級会や日直、クラブ活動、掃除など、子どもたちが主体となって学校を運営する取組が行われています。2025年8月には、文部科学省とエジプト教育・技術教育省の間で、教育協力と人材育成についての意向表明書が署名され、EJSの成果を基盤として、エジプトにおける日本型教育のさらなる発展を促進することで一致しました（イラクにおける取組については125ページの「案件紹介」を参照）。

さらに、日本は、日・ASEAN間の高等教育機関のネットワーク強化や、産業界との連携、周辺地域各国との共同研究、および日本の高等教育機関への留学生受入れなどの多様な方策を通じて、開発途上国の人材育成を支援しています。例えば、日越大学（Vietnam-

注78 「Global Education Monitoring Report 2023」 211ページおよび214ページ <https://www.unesco.org/gem-report/en/technology>

注79 「Global Education Monitoring Report 2024」 152ページおよび154ページ https://www.unesco.at/fileadmin/Redaktion/Bildung/FULL_GEM_Leadership_in_education_lead_for_learning.pdf

注80 生きていくために必要となる知識、価値そして技能を身に付けるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育（日本の中学校に相当）、就学前教育、成人識字教育などを指す。

注81 保護者・教員・地域住民の「みんな」が学校運営委員会を構成し、行政と連携しながら、学校を運営するコミュニティ協働型学校運営という取組。保護者や教員のみならず、地域住民たちが教育の重要性を理解し、地域全体で子どもの学びを支えるもので、2004年にニジェールの小学校23校で開始し、現在ではアフリカ地域内の複数国に広がっている。

注82 特別活動の略称。規律、倫理観、協調性等が醸成される掃除、学級会、日直活動等の活動を取り入れ、知識偏重や理論中心の学びから問題解決能力や主体性、社会性、自己管理能力などのライフスキルの獲得を目的とした学びに転換することを旨とする取組。

Japan University：VJU）は、JICAの技術協力などにより、VJUの教育・研究ならびに運営能力を強化することを通じて、学部から大学院に至る一貫した質の高い教育・研究・運営の基盤確立を図り、ベトナムおよび東南アジア地域の社会および産業界の発展を牽引する人材の輩出に寄与しています。

また、エルサルバドルでは、必要最低限の読み書きや読解力、計算力を身に付けられるよう、2006年から初・中等教育における教科書や教員用指導書の開発・改定、教員研修等を実施しています。2024年からは、国立教員研修所および全国2か所の教員研修センターにおいて、デジタル化を促進する教材制作のための機材を整備する支援を行っています（東ティモールにおける取組については86ページの「案件紹介」を参照）。教科書や教員用指導書の開発は、ニカラグア、ニジェール、パプアニューギニア、モザンビーク、ラオスなどでも実績があり、これら途上国用に開発した教材はJICAサイトに公開^{注83}しており、日本国内で、日本語の習得が進まず学習困難になっているこどもの学習の助けとしての活用も促しています。

このほかにも、日本は就学・学習機会から取り残された女兒、障害のあるこども、紛争の影響を受ける地域や難民・避難民やそのホストコミュニティのこどもなど、脆弱な立場に置かれやすいこどもたちへの支援も進めています。例えば、紛争の影響を受ける地域での支援として、ウクライナでは、国内避難民としてこれまで通っていた学校に通学できなくなったこどもたちに対して、避難先でも安全に、そして安心しながら学習を継続できるように、遠隔教育機材整備やメンタルヘルスケア支援を実施しています。また、障害のあるこどもにも配慮した包摂的な教育や、気候変動対応、防災の視点を持った教育の推進にも取り組んでおり、例えば、ベトナム南部のメコンデルタ地域では、農水産業の成長および気候変動を含む環境問題への対応に必要とされる人材を質・量ともに向上させるため、同地域の中核大学であるカントー大学（CTU）に対し、研究・教育能力の強化支援を実施しています。

国際機関と連携した取組として、アジア太平洋地域においては、国連教育科学文化機関（UNESCO）に拠出している信託基金を通じて、アジア太平洋地域教育2030会合（APMED2030）やアジア太平洋地域

教育大臣会合（APREMC-II）の定期的な開催を含むSDGsの目標4達成に向けた取組を支援してきています。また、UNESCOを主導機関として、「持続可能な開発のための教育^{用語解説}：SDGs達成に向けて（ESD for 2030）」が、2020年1月から開始されています。同取組は、持続可能な社会の創り手の育成を通じ、SDGsの全ての目標の実現に寄与するものであり、日本は、ESD提唱国として、その推進に引き続き取り組むとともに、UNESCOへの信託基金を通じて、世界でのESDの普及・深化へ貢献しています。日本は、同信託基金を通じて、ESD実践のための優れた取組を行う機関または団体を表彰する「ユネスコ／日本ESD賞」をUNESCOと共に実施しており、これまでに24団体に授与するなど、積極的にESDの推進に取り組んでいます。

また、「教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）」^{用語解説}に対して、2008年から2024年までに総額約6,134万ドルを拠出しています。日本は、2021年7月に開催された世界教育サミットにおいて、GPEへの支援継続も含め2021年から2025年までの5年間で15億ドルを超える教育分野に対する支援と、750万人の開発途上国の女子の教育および人材育成のための支援を表明しました。2021年度から3年間で500万人以上の女子を支援しており、今後も支援を継続していきます。さらに日本は、2025年3月に、エチオピア、ナイジェリア、ブルキナファソのこどもたちが学習機会を継続し、質の高い教育へのアクセスができるよう、教育を後回しにはできない基金（ECW）^{用語解説}に対して、新たに305万ドルを拠出しています。



グアテマラで、小学校の児童たちに算数を指導するJICA海外協力隊員（写真：JICA）

注83 教材 <https://www.jica.go.jp/activities/issues/education/materials/index.html>

学ぶ環境を改善し、全てのこどもに教育を

草の根・人間の安全保障無償資金協力（2023年3月～2024年7月）

マナット県ソイバダ郡マンララ村における
ノサ・セニョーラ・アイタラ中学校校舎建設計画

東ティモール



東ティモールは、2002年に独立回復を果たして以降、国造りに向けた経済社会開発の取組を着実に進めてきています。しかし、その基盤となる道路や港湾といった基幹インフラや、国民への社会サービスの提供のための環境は、依然として十分に整備されていない状況です。

教育分野においても、学校施設の整備の遅れや、校舎や備品の老朽化が課題となっています。全てのこどもたちに質の高い教育を提供することは、将来の国造りを支える人材育成のための鍵となりますが、とりわけ地方部において、十分な教育の提供が実現できない状況にあります。

こうした状況を受け、日本は、首都ディリから約160km離れた山岳地帯に位置するノサ・セニョーラ・アイタラ中学校を対象に、校舎の建て替えを支援するとともに、各教室や職員室に黒板や掲示板を供与しました。同校は、周辺

の5村からの生徒が通う、地域の重要な学校でありながら、老朽化によりドアや窓は破損し、コンクリート床はひび割れ、壁や天井の部分崩壊が見られる状態でした。日本の協力により、新校舎を使用する中学1～2年生約100名が安全で衛生的な環境で学校生活を送ることができるようになりました。

新校舎の引渡式には、同校を卒業したラモス＝ホルタ大統領が出席し、生徒や大勢の地域住民と共に新校舎の完成を祝いました。ラモス＝ホルタ大統領は、「遠隔地にある脆弱な地域社会への支援を目の当たりにし、改めて日本に心から感謝したい。」と述べました。日本は今後も、人々の生活に根ざした基礎的な社会基盤の整備を通じて、東ティモールの人づくり、国造りに協力していきます。



新校舎引渡式の様子



ODA広報ノートを手にする地元のこどもたちとラモス＝ホルタ大統領および木村駐東ティモール日本国大使（当時）（後方2名）



用語解説

教育 2030 行動枠組 (Education 2030 Framework for Action)

万人のための教育を目指して、2000年にセネガルのダカールで開かれた世界教育フォーラムで採択された「万人のための教育 (EFA) ダカール行動枠組」の後継となる行動枠組み。2015年のUNESCO総会と併せて開催された教育 2030ハイレベル会合で採択された。

持続可能な開発のための教育 (ESD : Education for Sustainable Development)

持続可能な社会の創り手を育む教育。2017年の第72回国連総会決議において、ESDがSDGsの全ての目標達成に向けた鍵となることが確認され、2019年の第74回国連総会決議で採択された「ESD for 2030」においても再確認された。「ESD for 2030」は、「国連ESDの10年 (UNDESD)」(2005年から2014年まで)、および「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム (GAP)」(2015年から2019年まで)の後継プログラムであり、2020年から2030年までの新しい国際的な実施枠組み。

教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE : Global Partnership for Education)

開発途上国、ドナー国・機関、市民社会、民間企業・財団が参加し、2002年に世界銀行主導で設立された開発途上国の教育セクターを支援する国際的なパートナーシップ。2011年にファスト・トラック・イニシアティブ (FTI : Fast Track Initiative) から改称された。

教育を後回しにはできない基金 (ECW : Education Cannot Wait)

紛争や自然災害など緊急事態下の子どもや若年層が教育を受けられるよう支援することを目的として、2016年5月にイスタンブールで開催された国連主催の世界人道サミットで設立された基金。

(6) ジェンダー平等で包摂的な社会

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に、男性の視点に基づいて形成されていることが多く、女性は様々な面で脆弱な立場に置かれやすい状況にあります。一方、女性は開発の重要な担い手であり、女性の参画は女性自身のためだけでなく、開発のより良い効果にもつながります。例えば、これまで教育の機会に恵まなかった女性が読み書き能力を向上することは、公衆衛生やHIV/エイズなどの感染症予防に関する正しい知識へのアクセスを向上させるとともに、適切な家族計画につながり、女性の社会進出や経済的エンパワーメントを促進します。さらには、開発途上国の持続可能で包摂的な経済成長にも寄与するものです。

SDGsでは、「ジェンダー平等の実現と女性と女兒の能力向上は、全ての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするもの」であると力強く謳われています。また、SDGsの目標5において、「ジェンダー平等を達成し、全ての女性および女兒の能力強化を行う」ことが掲げられています。「質の高い成長」を実現するためには、ジェンダー平等と女性の活躍推進が不可欠であり、ジェンダー主流化^{注84}を通

じて、開発協力のあらゆる段階に男女が等しく参画し、等しくその恩恵を受けることが重要です。

また、貧困・紛争・感染症・テロ・災害などの様々な課題から生じる影響は、国や地域、女性や子どもなど、個人の置かれた立場によって異なります。感染症、紛争、大規模災害などにより、世界の貧困人口は増加に転じるとともに、一部の国では格差の拡大や人道状況の悪化が見られており、脆弱な立場に置かれやすい人々への支援が一層求められています。SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、一人ひとりの保護と強化に焦点を当てた人間の安全保障の考え方が重要です。

日本の取組

■ 女性の能力強化・参画の促進

「女性の活躍推進のための開発戦略」^{注85}では、(i) 女性の権利の尊重、(ii) 女性の能力発揮のための基盤の整備、(iii) 政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上を基本原則に位置付け、日本は国際社会において、ジェンダー主流化、ジェンダー平等、女性および女兒のエンパワーメント推進に向けた取組を進めています。

日本は、女性起業家資金イニシアティブ (We-

^{注84} あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策および事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。開発分野においては、開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、全ての開発政策、施策、事業の計画・実施・モニタリング・評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセスのこと。

^{注85} 2016年に策定された、開発協力における女性活躍推進のための課題別政策。

Fi) **注86** に2018年に5,000万ドル、2023年6月に500万ドル、2025年9月に追加で500万ドルの拠出を行いました。We-Fi は2024年6月時点で、83か国で約40万社の女性が経営・所有する中小企業に対し、総額約53億ドルの支援を実施しています。具体的には、約37万社の女性が経営・所有する中小企業が資金援助を受け、約4.5万社が経営に必要な技術や知識習得のための研修を受講しました。また、世界銀行によると、開発途上国では女性が経営する中小企業の70%が金融機関から資金調達ができない、もしくは劣悪な借入条件を課されてしまうため、We-Fiを通じて、性差別のない法制度整備の促進や、女性経営者が資金や市場に平等にアクセスできるよう支援を行っています。

このほか日本は、国連女性機関（UN Women）を通じた支援も実施しており、2025年には約1,300万ドルを拠出し、女性の政治的参画、経済的エンパワーメント、女性・女兒に対する性的およびジェンダーに基づく暴力撤廃、平和・安全保障分野の女性の役割強化、政策・予算におけるジェンダー配慮強化などの取組を支援しています。また、2025年はアフリカ、中東、アジア、東欧、中米地域において、紛争や災害などで経済的・社会的影響を受けた女性たちの緊急支援や生計手段の確保等の支援を行いました。例えば、アフガニスタンでは、人道や社会経済、気候変動のリスクに対する女性と女兒の対応力を強化するための支援を行ったほか、パレスチナおよびレバノン南部では、危機の影響を受けている女性に対し、生活における基本的なニーズや救命サービスへのアクセス向上のための支援を行いました。

紛争下の性的暴力に関しては、日本としても看過できない問題であるという立場から、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所（OSRSG-SVC）との連携を重視しています **注87**。2025年、日本は同事務所に対し、約37万ドルを拠出し、コンゴ民主共和国において、紛争関連性的暴力の捜査、訴追のため

の警察、軍への技術的支援、被害者の法的支援へのアクセス強化などを実施しています。

また、日本は、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）**用語解説**に対し、2025年に200万ユーロを追加拠出し、これまでに計1,200万ユーロを拠出しました。理事会メンバーとして、アフガニスタンやウクライナ、コンゴ民主共和国を始めとする紛争地域での紛争関連の性的暴力生存者支援に積極的に貢献しています。



スリランカにおける女性の経済的エンパワーメント促進プロジェクトにおいて、キックオフミーティングを行う様子（写真：インテムコンサルティング株式会社）

■ 女性・平和・安全保障（WPS）

女性と平和・安全保障（WPS）**注88**の問題を明確に関連付けた初の国連安全保障理事会（安保理）決議として、2000年に採択された国連安保理決議第1325号および関連決議の実施のため、日本は2015年から行動計画を策定しています。2023年4月には政府関係省庁、有識者との意見交換、NGO・市民社会との意見交換、パブリックコメントを踏まえ、第3次行動計画（2023－2028）**注89**を策定しました。具体的には、日本は関係省庁の協力の下、主に国際機関や二国間支援を通して紛争影響国や脆弱国の女性支援を実施しています。

注86 2017年のG20ハンブルク・サミットで立ち上げを発表。開発途上国の女性起業家や、女性が所有・経営する中小企業などが直面する、資金アクセスや制度上の様々な障壁の克服を支援することで、開発途上国の女性の迅速な経済的自立および経済・社会参画を促進し、地域の安定、復興、平和構築を実現することを目的としている。

注87 紛争下の性的暴力防止に関する日本の取組については、外務省ホームページ（https://www.mofa.go.jp/mofaj/tp/pc/page1w_000129.html）も参照。

注88 女性の保護に取り組みつつ、女性自身が指導的な立場に立って紛争の予防や復興・平和構築に参画することで、より持続可能な平和に近づくことができるという考え方。2000年、国連安全保障理事会において、同理事会史上初めて、国際的な平和と紛争予防、紛争解決には女性の平等な参画や紛争下の性的暴力からの保護、ジェンダー平等が必要であると明記した「女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security: WPS）に関する安保理決議第1325号」が全会一致で採択された。

注89 第3次WPSに関する行動計画（2023-2028年度）の行動計画構成（5本柱）：（1）女性の参画とジェンダー視点に立った平和構築の促進、（2）性的暴力およびジェンダーに基づく暴力の防止と対応、（3）防災・災害対応と気候変動への取組、（4）日本国内におけるWPSの実施、（5）モニタリング・評価・見直しの枠組み。

日本は、ノルウェーと共に2025年WPSフォーカルポイント・ネットワークの共同議長を務め、2025年2月にはWPSフォーカルポイント・ネットワーク^{注90}東京会合を開催し、防災の適用推進を含むWPSアジェンダの展開、和平調停・平和構築における女性の役割および人権擁護者としての女性の役割、国家行動計画・地域行動計画の策定および実施を中心に議論しました。9月には、岩屋外務大臣（当時）がWPSフォーカルポイント・ネットワーク・ハイレベル・サイドイベントに出席し、日本は本ネットワークの共同議長としての経験をいかし、今後もWPSを外交政策の主要な柱の一つとして力強く推進し、WPSの国際的な推進に一層貢献していく旨述べました。



WPSフォーカルポイント・ネットワーク・ハイレベル・サイドイベントで発言する岩屋外務大臣（当時）

外務省では、2024年1月、省内横断的な連携を目的としたWPSタスクフォースを設置し、WPSに関連する情報を省内に共有するプラットフォームとして活用しています。

2025年8月に開催されたTICAD 9では、「革新的な課題解決策の共創」のテーマの下、分野横断的な重要項目の一つとして、若者・女性に焦点を当てた議論が行われました。議論の成果をまとめて採択された「TICAD 9横浜宣言」では、WPSアジェンダの実施にコミットし、アフリカ全土における平和の追求および維持、ならびに人道的な緊急事態への対応において女性が果たす重要な役割を強調しました。また、石破総理大臣（当時）からは、日本が若者・女性に焦点を

当てた人材育成・人材交流などにおける取組を加速させることを表明しました。

■ 脆弱な立場に置かれやすい人々への支援

（障害と開発）

障害のある人々は、社会において困難な立場に置かれやすい状況にあります。日本のODAでは、障害のある人を含めた、社会において公平な参加を阻害されている人々の状況に配慮しています。障害者権利条約^{注91}第32条も、締約国は国際協力およびその促進のための措置を取ることとしています。

障害者施策は福祉、保健・医療、教育、雇用など、多くの分野にわたっており、日本はこれらの分野で積み重ねてきた技術や経験を、ODAを通じて開発途上国の障害者施策に役立てています。

日本は、鉄道建設、空港建設の設計においてバリアフリー化を図るとともに、リハビリテーション施設や職業訓練施設整備、移動用ミニバスの供与を行うなど、現地の様々なニーズにきめ細かく対応しています。また、障害と開発に携わる組織や人材の能力向上を図るために、開発途上国からの研修員の受入れや、社会参加や就労促進を目的とした専門家、JICA海外協力隊の派遣など、幅広い技術協力も行っています。例えば、パラグアイの五つの都市において、地方自治体レベルで障害に関する対話を実施するためのプラットフォームの確立・強化や、障害者の対話参加を促進するためのプロジェクト関係者の能力強化に取り組んでいます。

（こどもへの支援）

こどもについては、一般的に脆弱な立場に置かれやすく、今日、紛争や自然災害などにより、世界各地で多くのこどもたちが苛酷な状況に置かれています。日本は二国間の協力や国際機関を経由した協力など、様々な形でこどもを対象に人道支援や開発協力を行っています。2025年には、国連児童基金（UNICEF）を通じて、アジア、東欧、中東、アフリカ地域などの約40か国において、貧困、紛争、気候変動により増

^{注90} 国連加盟国のWPSに関する最大のネットワークで、教訓や好事例を共有。政府以外に北大西洋条約機構（NATO）、欧州安全保障協力機構（OSCE）、アフリカ連合（AU）、東南アジア諸国連合（ASEAN）等の地域機構も参加。2025年11月現在、96か国・10地域機構の合計106のメンバーが参加。

^{注91} 障害者の人権および基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。日本は2014年に締結した。

尊厳と希望を紡ぐ～三者協働を通じたエチオピア人女性・女児のエンパワーメント計画～

無償資金協力（2025年2月～2026年2月）
声を高める：エチオピアにおける女性と女児の尊厳とエンパワーメントの推進

エチオピア



エチオピアは、アフリカ大陸第2位の人口を擁し、「アフリカの角」地域の安定の要となる大国です。一方、2022年まで続いた同国北部地域における紛争や深刻な干ばつによる被害が重なり、人道状況は深刻化しており、2025年現在でも1,900万人以上が人道支援を必要とする状況にあります。このような厳しい状況の中、ジェンダーに基づく暴力など、特に脅威にさらされやすい女性と女児が尊厳の守られた環境で生活し、安定的な収入を得られるようにするための支援が求められます。

国連人口基金（UNFPA）エチオピア事務所は、同国北部地域のうち、紛争や自然災害による影響が特に深刻な地域の女性と女児を対象として、月経に関する衛生支援を通じた社会的・経済的エンパワーメントを実施しています。この事業は、UNFPAが日本政府からの資金協力を受け、伊藤忠商事株式会社との技術的連携の下で実施する三者協働のプロジェクトです。同事業では、日本の草の根・人間の安全保障無償資金協力によりアディスアベバ市内に建設

された職業訓練施設において、北部で活動する月経用吸水ショーツの製作者を養成するとともに、ビジネス・スタートアップ・キットの提供を含む生計向上研修や、性と生殖に関する健康の啓発活動を実施しています。

2025年8月時点で、175名のエチオピア人が月経用吸水ショーツの製作者養成研修を修了しました。修了者から、「これまで、このような再利用できる生理用品があることを知らなかった。今では自分で作れるようになり、人にも作り方を教えられるようになった。」といった喜びの聲が寄せられています。また、日本企業から学んだ高品質な吸水ショーツの製作技術を他の地域に広めることで、脆弱な立場に置かれた女性や女児のエンパワーメントを促進するとともに、現地の雇用創出にも貢献しています。日本は今後も、官民および国際機関との連携を通じて、エチオピアの女性たちが自らの力で未来を切り拓けるよう支援していきます。



伊藤忠商事(株)にて訓練を受けたエチオピア人指導者が技術指導する様子（写真：UNFPA）



技術研修受講者と受講者が作成した吸水ショーツ（写真：UNFPA）

大する自然災害などの影響を受けるこどもへの支援を実施しました。

草の根レベルの経済社会開発の取組を支援する草の根・人間の安全保障無償資金協力^{注92}では、学校の建設や改修、病院への医療機材の供与、水供給設備の整備などを通じて、こどもたちの生活環境の改善に貢

献するプロジェクトを実施しています。

例えば2025年10月には、ベナンにおいて、草の根・人間の安全保障無償資金協力の署名式が行われ、計6校の小学校に学校給食調理場を整備することで、安全かつ衛生的な環境での調理の実現を図り、児童の栄養失調の改善に寄与することが期待されています。

注92 161ページの第V部2（2）を参照。

また、5歳から17歳のこどもの約6.5人に1人が児童労働に従事していると言われる注93。ネパールでは、日本のNGOを通じて、児童労働の送り出し地域・受入れ地域と言われるマクワンプル郡において、教育とソーシャルワークを通じた児童労働削減事業を行っています。



東ティモールで子どもたちに環境教本の読み聞かせを行う JICA 海外協力隊員（写真：JICA）



無償資金協力で供与した小学校校舎の引渡しを心待ちにするエチオピアの子どもたち

（紛争下にある人々への支援）

紛争下においては、女性や女兒のみならず、障害者や子どもを含む社会において脆弱な立場にある人々が最も影響を受けやすい点も看過できません。紛争や地雷などによる障害者、孤児、寡婦、児童兵を含む元戦闘員に加え、急増するこどもの難民や避難民などの社

会的弱者は、紛争の影響を受けやすいにもかかわらず、紛争終了後の復興支援においては対応が遅れ、平和や復興の恩恵を受けにくい現実があります。

こうした観点から、日本は、児童兵の社会復帰や紛争下で最も弱い立場にある児童の保護のため、UNICEF を通じた支援を行っています。例えばパレスチナ・ガザ地区では、障害を負った子どもたちも含める形で、心のケアや学習支援、家族と離ればなれになってしまった際の保護を実施し、新生児集中治療室を整備しています。また、ミャンマーにおける爆発物危険回避教育と地雷被害によるものを含む障害を持つ子どもの支援、アフガニスタンやレバノンにおける性暴力の防止と被害を受けた子どもや女性の保護、シリアにおける教育支援や職業訓練等を実施しています。

また、日本は、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）を通じて、難民・避難民の保護活動を行うとともに、その中でも脆弱な立場に置かれやすい人々のニーズに沿った人道支援を実施しています。例えば、ウガンダでは、難民に対する心理社会的支援を通じて、暴力や虐待、搾取からの保護活動や保健サービスの提供を行っているほか、ウクライナでは、戦火により住む場所を失った高齢者や女性が世帯主となっている世帯等、脆弱な立場におかれる人々に対して、居住シェルターの支援や法的支援等を実施しています（ウクライナにおける日本NGOの取組については、116ページの「国際協力の現場から」を参照）。



パレスチナにおける若者の社会参画支援および青少年、子ども支援の拡充プロジェクトにおいて、研修を受けた若者が子どもを指導する様子（写真：国境なき子どもたち）

注93 「ネパール児童労働報告書2021」(Nepal Child Labour Report 2021) <https://www.ilo.org/publications/nepal-child-labour-report-2021>



用語解説

紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金 (GSF : Global Survivors Fund)

2018年ノーベル平和賞受賞者であるデニ・ムクウェゲ医師およびナディア・ムラド氏を中心となって創設した基金。紛争関連の性的暴力によって傷ついた生存者の多くが本来受けられるべき償いを受けていないという状況を背景に、生存者に対する償いや救済へのアクセスの促進を目的としている。生存者支援や救済のための司法制度の整備に関する啓発活動を行っている。

(7) 文化・スポーツ

国を象徴するような文化遺産は、観光資源として開発が進めば、地域での雇用創出につながるなど、周辺住民の生活向上に有効に活用できます。国外からの観光客を魅了するような文化遺産は、自国経済の重要な外貨獲得源にもなり得ます。一方、資金や機材、技術などの不足から、存続の危機にさらされている文化遺産も多く存在し、このような文化遺産を守るための支援が必要とされています。世界的に価値のある建造物などを人類共通の遺産として保護する国際的枠組みである世界遺産条約^{注94}では、遺産の保護とそのため国際協力は国際社会全体の義務であるとされており、こうした開発途上国の貴重な文化遺産を始めとする文化の保護・振興は、対象国のみならず、国際社会全体が取り組むべき課題でもあります。

また、スポーツは国民の健康の維持・増進に寄与するだけでなく、「人間の安全保障」を推進するための「人への投資」として重要な教育の手段としても位置付けられます。相手を尊重する気持ちや他者との相互理解の精神、規範意識を育むことにも貢献するとともに、スポーツの持つ影響力やポジティブな力は、開発途上国に開発・発展の「きっかけ」を与える役割を果たします。

日本の取組

日本は、開発途上国の文化（スポーツを含む）、文化遺産の保全などのための協力を実施しています（ザンビアにおける具体的な協力例は93ページの「案件紹介」を参照）。これらの協力は、日本に関する情報発信や日本との文化交流の促進にもつながり、日本に対する理解を深め、親日感情を培う効果があります。

また、日本は、国連教育科学文化機関（UNESCO）に設置した日本信託基金などを通じて、文化遺産の保存・修復等を支援しています。2025年は約3億円を拠出し、文化遺産保存分野の事業を複数実施しています。特に開発途上国の人材育成・能力構築に力を入れており、将来、自らの手で自国の文化遺産を守っていくよう、日本人専門家を中心とした専門家の派遣や、ワークショップの開催などを通じて、保存・修復の技術や知識の移転に努めています。加えて、防災や気候変動への対応など、今日の文化遺産が直面する問題に対応した、複合的な支援を積極的に実施しています。さらに、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、口承伝承（語り伝え）などの無形文化遺産についても、同じく日本信託基金を通じて、継承者の育成や記録保存、保護のための体制作りなどを支援しています。

ほかにも、アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業として、アジア太平洋地域から文化遺産保護に携わる若手専門家を招き、文化遺産保護の能力向上を目的とした研修事業を実施しています。木造建築物の保存・修復と考古遺跡の調査記録についての研修を隔年で行っているほか、2025年は日本から専門家を派遣し、ウズベキスタンの文化遺産保護に携わる専門家を対象に、考古遺物・博物館収蔵品の目録作成および活用に関する研修を実施しました。

スポーツ分野では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として開始したスポーツ国際交流・協力事業「スポーツ・フォー・トゥモロー」^{注95}を推進しています。2025年は、第4回日ASEANスポーツ大臣会合で採択された「チェンマイ宣言」での新たな優先協力分野に基づき、スポーツ指導者育成システムの構築・発展のためのワークショップを開催するなど、社会課題の解決に資する取組等を

^{注94} 正式名称は「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」。文化遺産や自然遺産を人類全体のための遺産として損傷、破壊などの脅威から保護し、保存していくために、国際的な協力および援助の体制を確立することを目的とした条約。1972年の国連教育科学文化機関（UNESCO）総会で採択され、1975年に発効、日本は1992年に締結している。

^{注95} スポーツ・フォー・トゥモロー <https://www.sport4tomorrow.jpnsport.go.jp/jp/>

実施しました。また、2025年は、スポーツ分野において112人のJICA海外協力隊員を開発途上国に派遣しました。このほか、スポーツ関連設備や器材の提供、指導者や選手の派遣および招聘、スポーツ分野での技術協力・日本文化紹介・人材育成といった事業を展開しています注96。



コスタリカの子どもたちに野球を教える JICA 海外協力隊員（写真：JICA）

案件紹介

8

博物館から進めるザンビアにおける多様な民俗文化の保護と国民のアイデンティティの醸成

無償資金協力（2023年4月～2025年9月）
リビングストーン博物館における研究、保存、展示および教育のための機材整備計画

ザンビア



南部アフリカの内陸部に位置するザンビアは、1964年の英国からの独立を果たして以来、平和的な政権交代を続け、サブサハラ・アフリカ地域でも有数の安定した民主主義国家を築いてきました。一方、公用語の英語に加え、72の現地語が生活の中で使用されている多民族国家としての側面に注目してみると、急速な都市化等により、社会としての結束も薄れるといった課題も浮き彫りになっています。

2021年8月以降、ザンビア政府は、建国以来の国是「一つのザンビア、一つの国家」を想起し、国としての経済成長のためには「多様性の中の国家統一」が重要であると提唱し、伝統的酋長が地方開発に協力することを求めつつ、文化・観光振興や博物館の改善に傾注しています。

リビングストーン博物館は、1934年、英領北ローデシア時代に開館し、1964年の独立を契機として、国内最大の国立博物館としてザンビア固有の民俗文化や自然資源に関する研究・教育活動を促進する重要な役割を担ってきました。一方、同博物館が「多様性の中の国家統一」の実現に向け、国民、特に若年層に訴求効果を持ち続けるためには、先進的なコンテンツ制作や展示を充実させる必要がありました。

こうした状況を踏まえ、日本は、リビングストーン博物館の開館90周年に向けて、同博物館に各部門の研究者が用いる撮影機材、顕微鏡、文化財保護のための湿度調整機材、デジタル素材編集用パソコン、展示室に配備するタッチスクリーン・システムなどの整備を決定しました。



リビングストーン博物館における新たな機材が設置された作業場の様子（写真：ザンビア観光省）

2025年9月に開催された引渡式において、ザンビアのシクンバ観光大臣は、「(博物館機材の更新は) ザンビアと日本の長年にわたる揺るぎないパートナーシップの証」と謝意を表明するとともに、「導入された最新技術によって、収蔵品のデジタル化や臨場感あふれる展示の実現、さらには世界中の人々への発信が可能となり、同時に、貴重で繊細な資料を次世代へ確実に継承していくことができるようになった。」と、今般の支援の実現効果を強調しました。

今後、リビングストーン博物館では、コンテンツの収集、展示内容の更新、シンポジウムの開催が本格化していくこととなります。同博物館を訪れる国民が、自国の多様な文化・自然遺産に対する理解と造詣を深め、ザンビア国民としてのアイデンティティの醸成につながることを期待されます。

注96 外務省によるスポーツ外交の取組 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/hito/sports/index.html>



開発協力トピックス

日本のSDGs進捗報告： 自発的国家レビュー（VNR）2025

2025年、日本は持続可能な開発目標（SDGs）^{注1}に関する自発的国家レビュー（Voluntary National Review：VNR）を実施しました^{注2}。VNRとは、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づき、国連加盟国が自国のSDGsの進捗を定期的に報告する仕組みです。日本は、2017年と2021年にVNRを実施しており、今回が3回目となります。

(1) VNR報告書の特徴

今回のVNR報告書の特徴は、大きく四つあります。一つは、今後のポストSDGsの議論も念頭に、少子高齢化、地方のSDGs推進、防災など、国際社会のモデルとなる日本の挑戦・取組に焦点を当てた点です。次に、大阪・関西万博、GREEN×EXPO 2027、少子高齢化、官民連携、若者、地方、防災・国土強^{じん}靱化といった分野横断的な取組を、コラムにて分かりやすく紹介しています。三つ目に、日本のSDGs達成に向けた取組・進捗に関し、できる限り統計などのエビデンスを用いて客観的な評価に取り組んだことです。最後に、SDGs推進円卓会議^{注3}を中心とする有識者・市民社会・ユースを含む多様なステークホルダーの積極的な関与を得た点が挙げられます。政府の評価に加えて、ステークホルダーによる独立の評価の章を設けたほか、2025年3月には様々な関係者が集って議論する「ステークホルダー会議」も開催しました。また、パブリックコメントを実施して報告書に幅広い層からの意見^{注4}を取り入れて作成しました。

(2) SDGs進捗の全体的な評価

日本の強みは、SDGsが社会全体に幅広く浸透し、多様な関係者がそれぞれの立場から積極的にSDGsに関与しており、



HLPF 閣僚級会合にて宮路外務副大臣（当時）が日本のVNRを発表

国を挙げてSDGs達成に向けた取組を推進していることです。目標ごとの評価を見ると、目標3（健康・福祉）、目標8（経済成長と雇用）、目標9（インフラ・産業イノベーション）、目標13

（気候変動）等で進展が確認できる一方、目標5（ジェンダー）、目標10（不平等）等では課題があることを確認しました。



HLPF 閣僚級会合における日本代表团

(3) 国連での発表

2025年7月、宮路外務副大臣（当時）は、日本政府を代表して、米国・ニューヨークにおいて開催された持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム（HLPF）閣僚級会合に出席し、日本のVNRについて発表を行いました。同副大臣からは、SDGsをめぐる国際情勢が難しい中であっても、日本はぶれることなくSDGs達成に向けた取組を進めていくことを表明し、その取組は、多様なステークホルダーによって力強く支えられている旨述べました。続いて、日本の取組を紹介する動画では、まず、織田友理子氏（認定特定非営利活動法人ウィーログ代表理事）が開発した、ユーザー同士がバリアフリー情報を共有することで、車いす使用者が初めて訪れる場所でも安心して移動できるようにするバリアフリーマップ「WheeLog!（ウィーログ）」について紹介しました。動画の後、織田氏は「この歩みの中で私が学んだのは、障害があっても、人や社会に貢献できるということ。」と発言しました。続いて、SDGs推進円卓会議民間構成員の千葉宗一郎氏（Y7/Y20会長、サウザンドリーフ合同会社社長）がユースの視点から見た持続可能な社会の在り方について発表し、最後に蟹江憲史^{のりちか}氏（慶應義塾大学大学院教授）が今回のVNRのプロセスを振り返り、醸成されたマルチステークホルダーでの連携を継続・強化し、2030年以降のポストSDGsの議論についても共に臨んでいくことの重要性を強調しました。

注1 37ページの用語解説を参照。

注2 VNR報告書に係る外務省ページ

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/vnr/index2025.html>

注3 SDGsの達成に向けた日本の取組を広範な関係者が協力して推進していくため、行政、NGO、NPO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体等の関係者が集まり、意見交換を行う会議体で、首相官邸SDGs推進本部の下に設置されている。

注4 持続可能な開発目標（SDGs）に関する自発的国家レビュー（VNR）の意見募集の取りまとめ結果について https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/20250610_vnr_publiccomment.pdf